

# 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～

名古屋市

## はじめに

ひとりで家庭を支えなければならない母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭の生活は、一昨年秋以降の経済危機の影響もあり、その多くが経済的に困難な状況におかれています。平成21年度に厚生労働省が初めて公表した、日本における子どもがいる世帯の相対的貧困率の中でも、ひとり親家庭はかなり高い貧困率になっています。このような「子どもの貧困」という問題の改善を図るためにも、ひとり親家庭支援の必要性が高まっています。

本市ではこれまでも、平成17年に策定した「ひとり親家庭等自立支援計画」に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るとともに、子どもの健やかな成長を支えるために、計画期間の5年間を通してさまざまな支援に取り組んでまいりました。しかしながら、平成20年9月に実施したひとり親世帯等実態調査の結果では、ひとり親家庭が経済面のみでなく生活面でも厳しい状況にあることが示されています。

また、ひとり親家庭になる理由はさまざまであり、親子が暮らす環境などもそれぞれ異なりますが、本市が目指す「子どもと子育て家庭にやさしいまち」であるためには、これらの家庭の子どもも、安心して健やかに育つ環境づくりをすすめていく必要があります。

ひとり親家庭とその家庭で育つ子どもを取り巻く問題は多岐にわたっており、解決までの道のりは決して平坦ではありませんが、このたび「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、引き続き、ひとり親家庭が生活を支える安定した経済基盤を確立することができるよう、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援に取り組んでまいりたいと考えています。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民のみなさまや関係機関、団体の方々に心から感謝いたしますとともに、今後とも、本計画の推進に対しましても、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成22年3月

名古屋市長 河村 たかし

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯 1
- 2 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について 5

## 第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

- 1 ひとり親家庭等の状況 6
    - (1) ひとり親家庭等の世帯数の推移 6
    - (2) ひとり親家庭等になった理由 8
    - (3) 母等の年齢など 9
    - (4) 子どもの数と年齢 10
    - (5) 母等の最終学歴 11
    - (6) ひとり親家庭等の悩み（なった当時と現在） 12
    - (7) 相談相手 14
    - (8) 公的制度の利用・受給状況等 16
  - 2 就業の状況 18
    - (1) 現在の就業状況 18
    - (2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況 20
    - (3) 仕事に就いていない理由 21
    - (4) 本市の就業支援 21
  - 3 収入の状況 22
  - 4 養育費の状況 24
  - 5 子どもの状況 25
    - (1) 保育・放課後の状況 25
    - (2) 修学状況 27
  - 6 生活の状況 28
    - (1) 現在の住居の状況、転居の希望 28
    - (2) 家事や育児にかかる時間 29
  - 7 ワーク・ライフ・バランスについて 30
-

8	まとめ ～前計画の評価と現状から見える課題～	31
(1)	母子家庭	31
(2)	父子家庭	33
(3)	寡婦	34
第3章 施策の方向性		
1	基本的な考え方	35
2	基本方針	35
3	施策目標	36
第4章 施策の展開		
施策目標1 精神的な自立のための支援		38
方策1	：自立に向けた相談・指導等	38
方策2	：きめ細やかな情報提供	38
方策3	：仲間づくりのための支援	38
施策目標2 安定した経済基盤の確保のための支援		39
方策1	：一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な就業支援	39
方策2	：事業主等に対する働きかけ	40
方策3	：収入を補完するための経済的支援	40
方策4	：養育費の取り決め・確保のための支援	40
施策目標3 生活や子どもへの支援		41
方策1	：家庭生活のための支援	41
方策2	：子どものための支援	42

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

### (1) 国の状況

国は、平成14年3月に母子家庭等自立支援対策大綱を公表し、母子寡婦対策を根本的に見直し、その再構築を目指すため、ひとり親家庭に対する「きめ細やかなサービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立支援」に主眼をおいた改革を実施することとしました。これは、これまでの母子家庭に対する経済的支援中心の施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換することを目指したものです。

これを受けて、平成14年度には母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等が改正され、母子及び寡婦福祉法第12条に、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また、平成15年4月に国は、対象期間を平成15年度から19年度とした「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。

この基本方針の対象期間が終了したことから、平成20年度には、対象期間を平成20年度以降5年間とした新たな基本方針を公表しました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に就業支援策及び養育費確保策（相談機能）を強化することとしています。

## (2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、計画期間を平成17年度から21年度とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画(以下「第1期計画」と言います。)」を策定しました。この計画に基づき、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

特に就業支援については、平成17年に職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月に、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設するなど、重点的に実施してきました。また、経済的支援としては、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

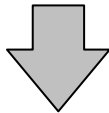
このたび、第1期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、ひとり親家庭等の生活実態の把握や第1期計画に定める施策の評価のため、平成20年度ひとり親世帯等実態調査や自立支援事業利用者アンケートを行うとともに、関係機関や学識経験者等からヒアリング調査などを行い、国の新たな基本方針を踏まえて「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画(以下「第2期計画」と言います。)」を策定するものです。

## 策定の経緯

- 平成14年3月 **母子家庭等自立支援対策大綱**
- ・ きめ細やかな福祉サービスの展開
  - ・ 母子家庭の母に対する就業支援

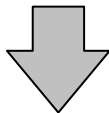
- 平成14年11月 **母子及び寡婦福祉法**改正
- ・ 自立促進計画の策定

- 平成15年4月 **国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度）**
- ・ 母子家庭施策の総合的な展開
  - ・ 自立促進計画の基本となるべき事項



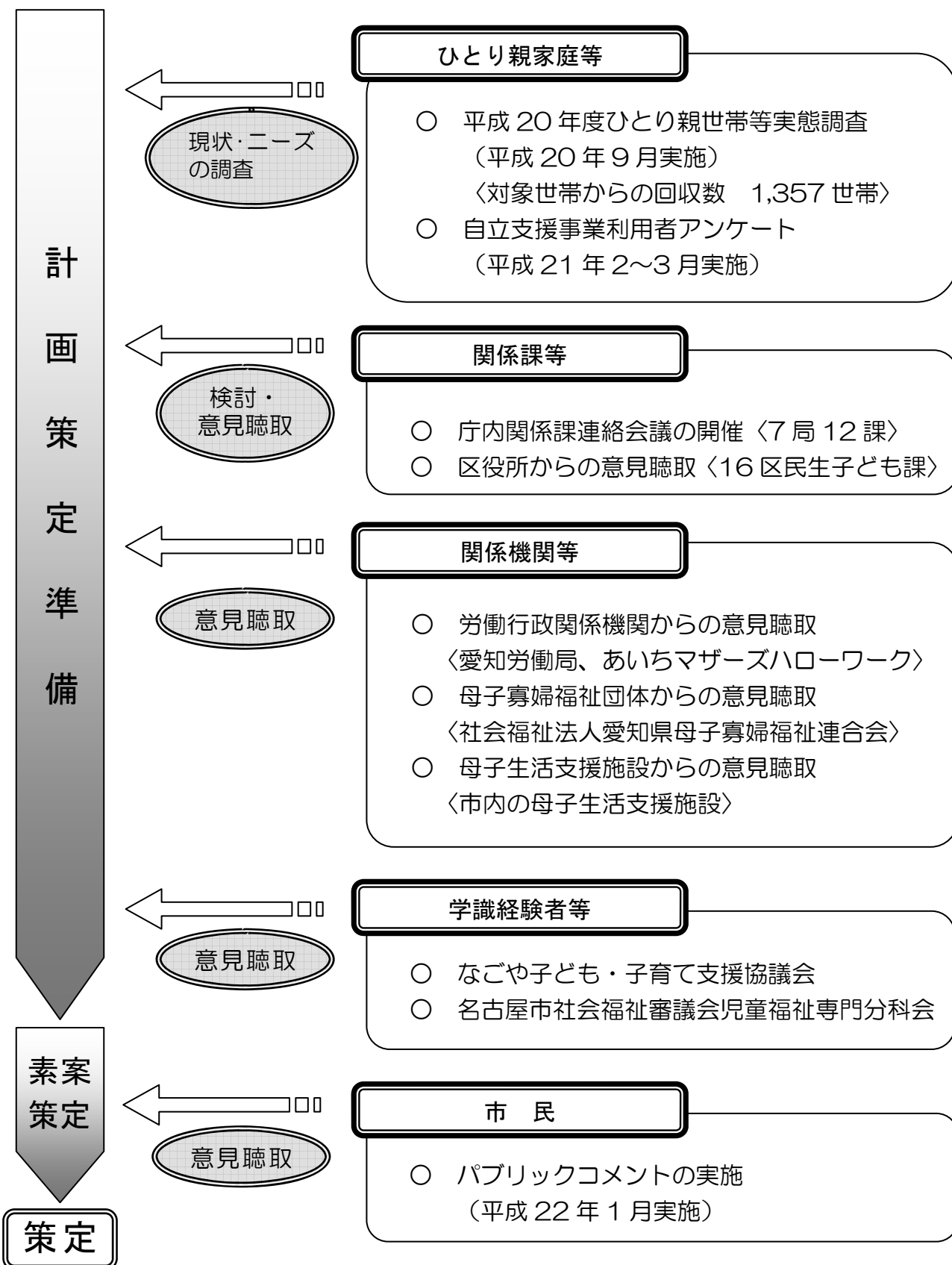
- 平成17年3月 **第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画**の策定  
（対象期間：平成17年度～平成21年度）  
○就業支援を中心とした総合的な自立支援

- 平成20年4月 **国の基本方針（対象期間：平成20年度～平成24年度）**
- ・ 母子家庭施策の総合的な展開
    - ▶ 養育費確保に向けた取り組みの推進
    - ▶ 就業支援のより一層の強化
  - ・ 自立促進計画の基本となるべき事項



- 平成22年3月 **第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画**の策定  
（対象期間：平成22年度～平成26年度）

策定の流れ





## 2 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

### (1) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づき策定するもので、「子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

### (2) 目標

ひとり親家庭等自立支援計画は、第1期、第2期ともに、各家庭の必要性に応じて総合的に自立を支援することにより、家庭の生活の安定と向上を図るとともに、これらの家庭で育つ子どもの健やかな成長を支えることを目標とします。

### (3) 対象期間

平成22年度から平成26年度の5年間

### (4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

### (5) 語句の定義

母子家庭 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭

父子家庭 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭

寡婦 子どもが20歳に到達した母子家庭の母

ひとり親家庭 母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等 母子家庭、父子家庭、寡婦

## 第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

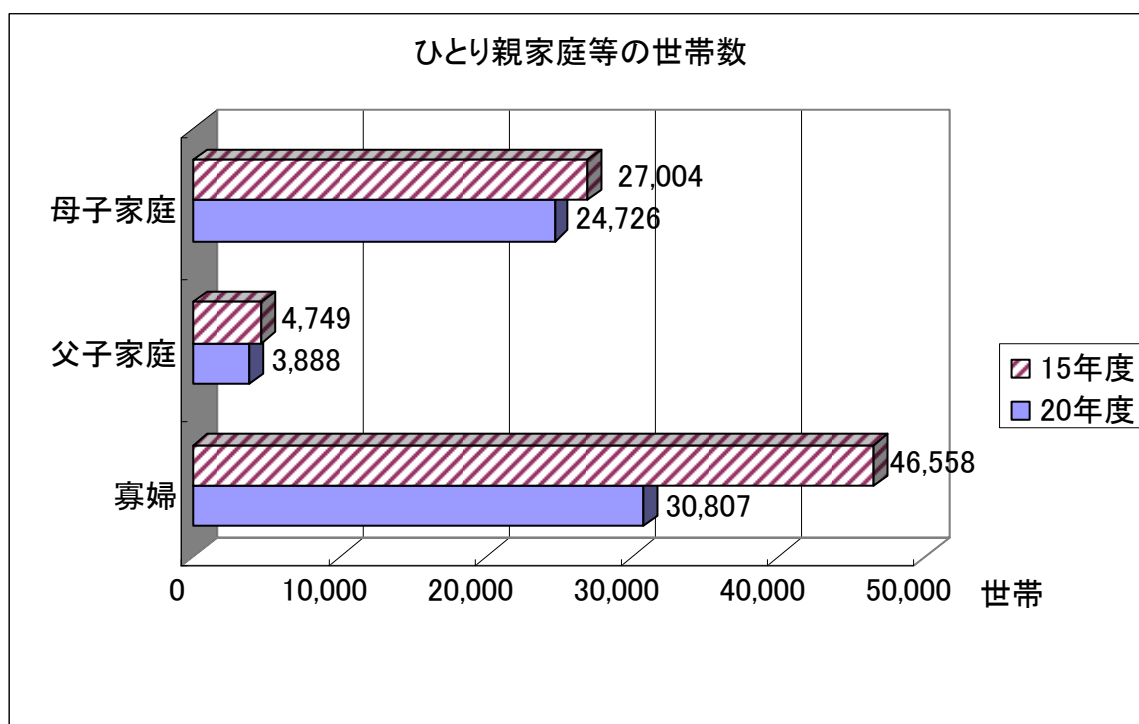
### 1 ひとり親家庭等の状況

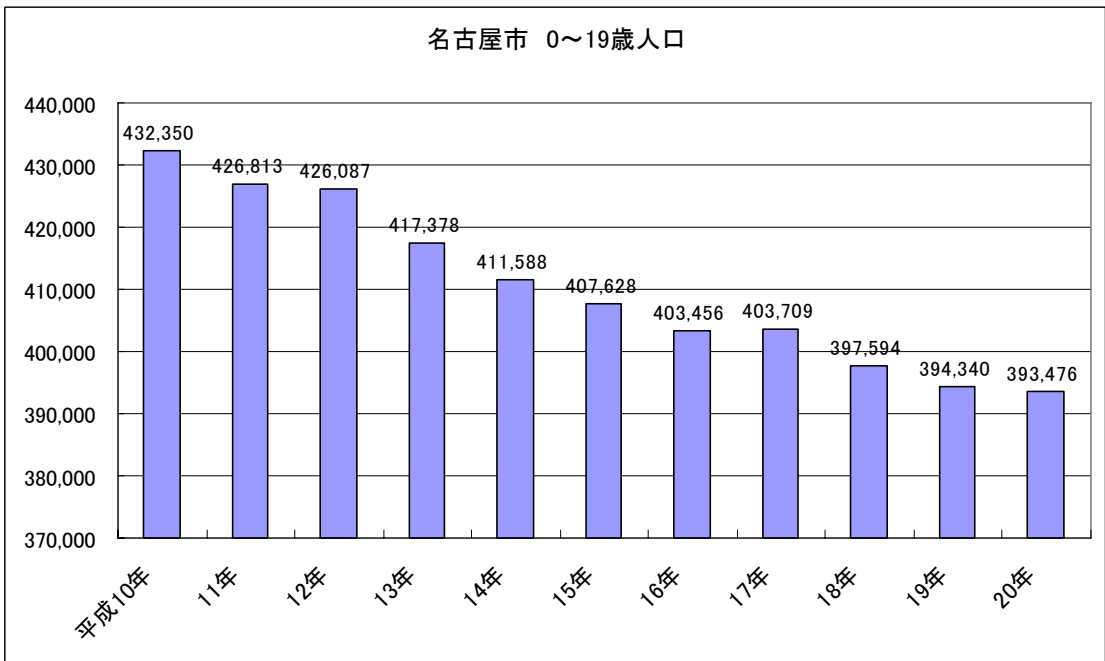
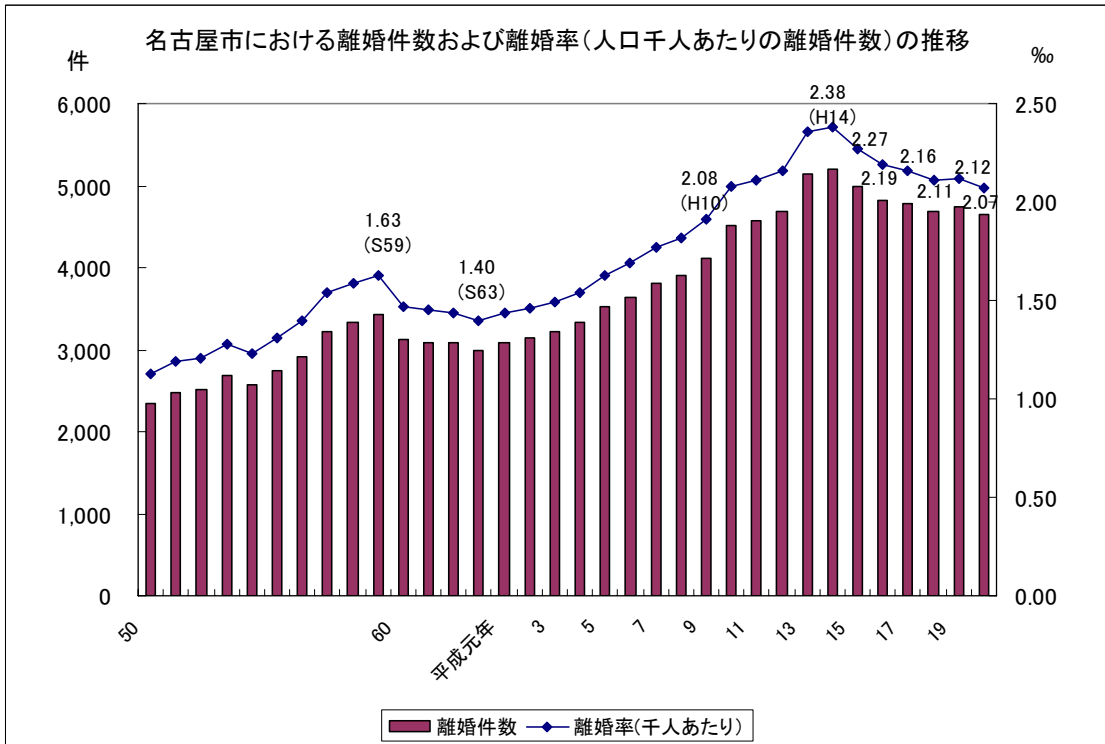
#### (1) ひとり親家庭等の世帯数の推移

本市におけるひとり親家庭等の推計世帯数は、調査を始めた昭和53年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成20年9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「実態調査」と言います。）」では、母子家庭が24,726世帯、父子家庭が3,888世帯、寡婦が30,807世帯といずれも平成15年6月の調査（以下「前回調査」と言います。）に比べ減少しています。

人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成14年度の2.38をピークに減少に転じ、平成20年度には2.07と平成10年度と同程度の水準になりました。実数でみると、ピークである平成14年には5,206件、平成20年には4,655件となっています。

また、市内の20歳未満の子どもの数は年々減り続けており、平成14年10月1日現在では411,588人でしたが、平成20年同月には393,476人となっています。



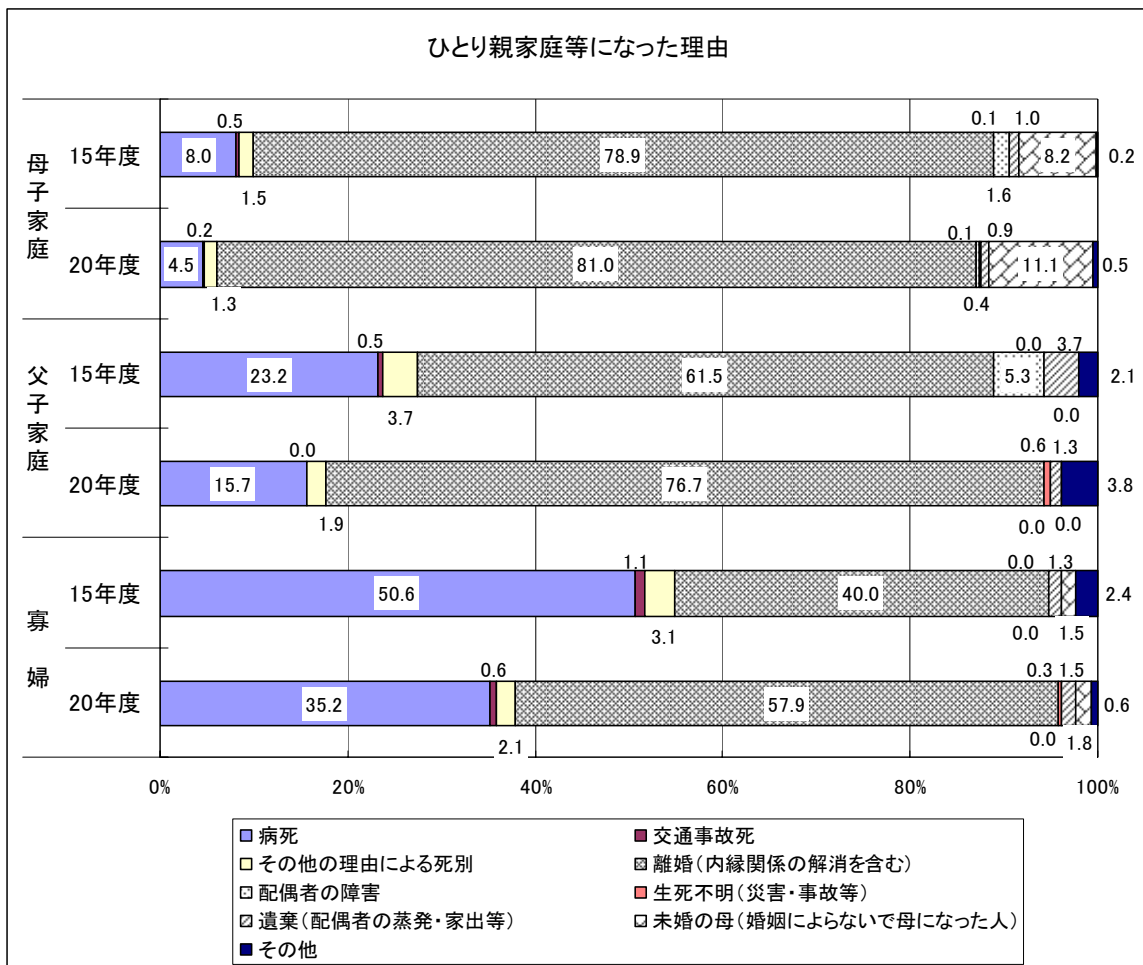


## (2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、母子家庭 81.0%、父子家庭 76.7%、寡婦 57.9%と、「離婚」の占める割合が最も多く、前回調査と比較すると母子家庭が 2.1%、父子家庭が 15.2%、寡婦が 17.9%高くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が 8.2%から 11.1%に増加し、「死別」と逆転して、理由別の第二位となりました。年代別に見ると、10代で母子家庭になった場合の 83.3%が「未婚の母」であり、20代前半では 17.5%、20代後半では 15.3%と年齢が低いほど「未婚の母」の占める割合は高くなっています。

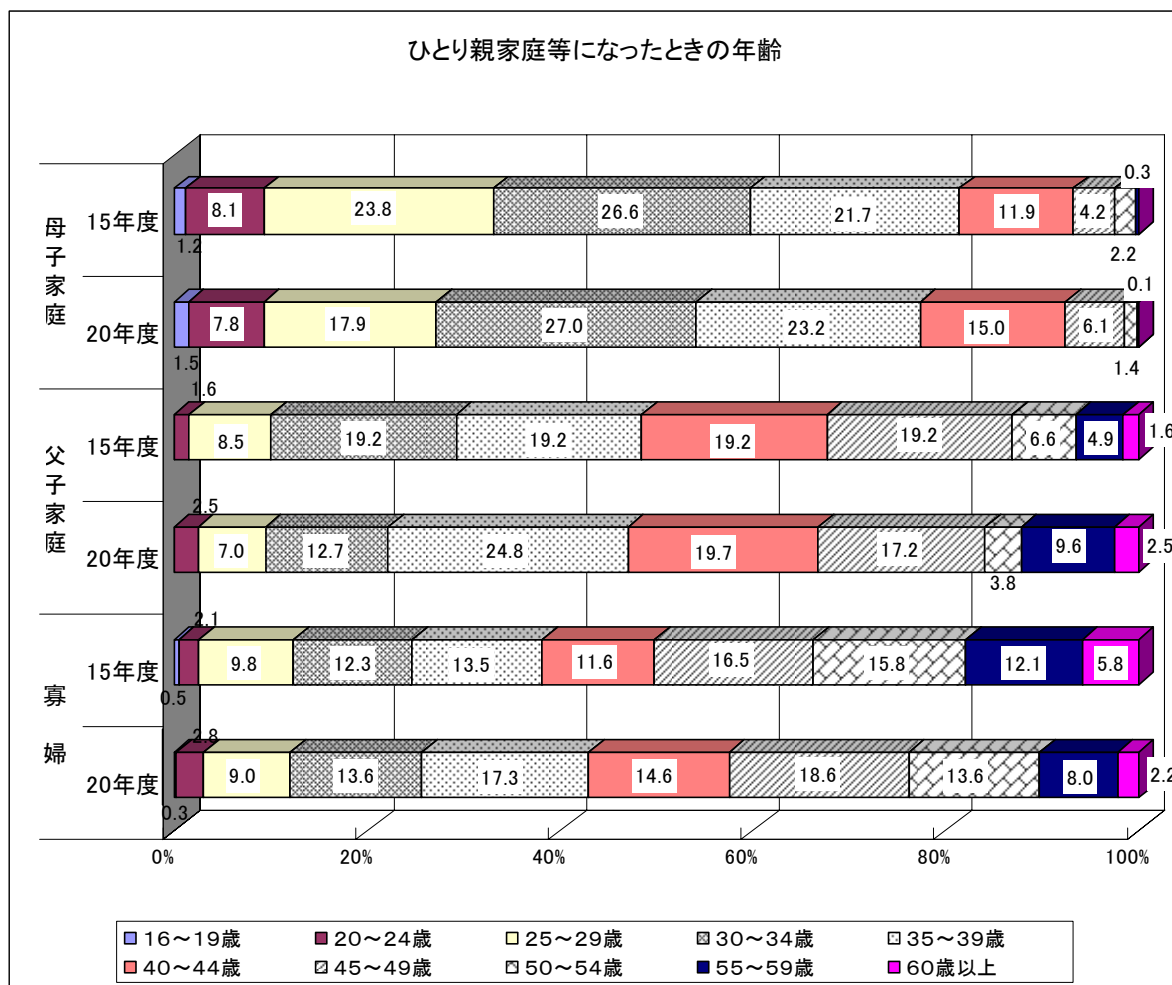
また、寡婦においては、「離婚」が「死別」と逆転して第一位となりました。



### (3) 母等の年齢など

ひとり親家庭になったときの母等の平均年齢は、母子家庭が33.9歳、父子家庭が41.0歳と、いずれも前回調査より高くなっています。母子家庭の年代別の内訳を見ると、主に30代から40代の占める割合が増加していますが、その一方で10代の割合も増えています。

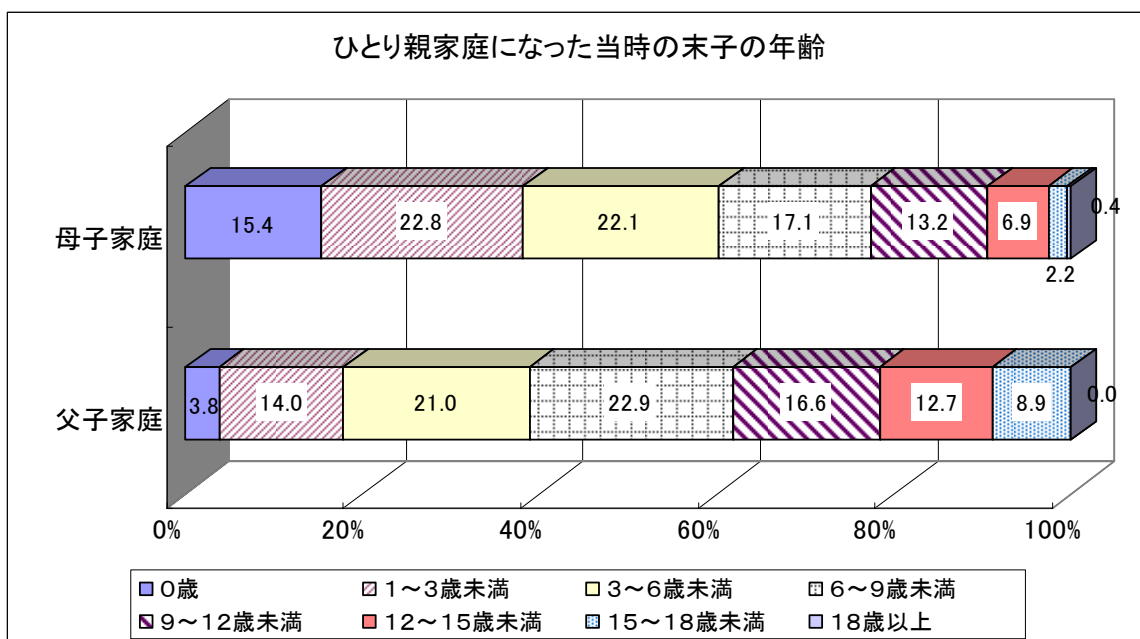
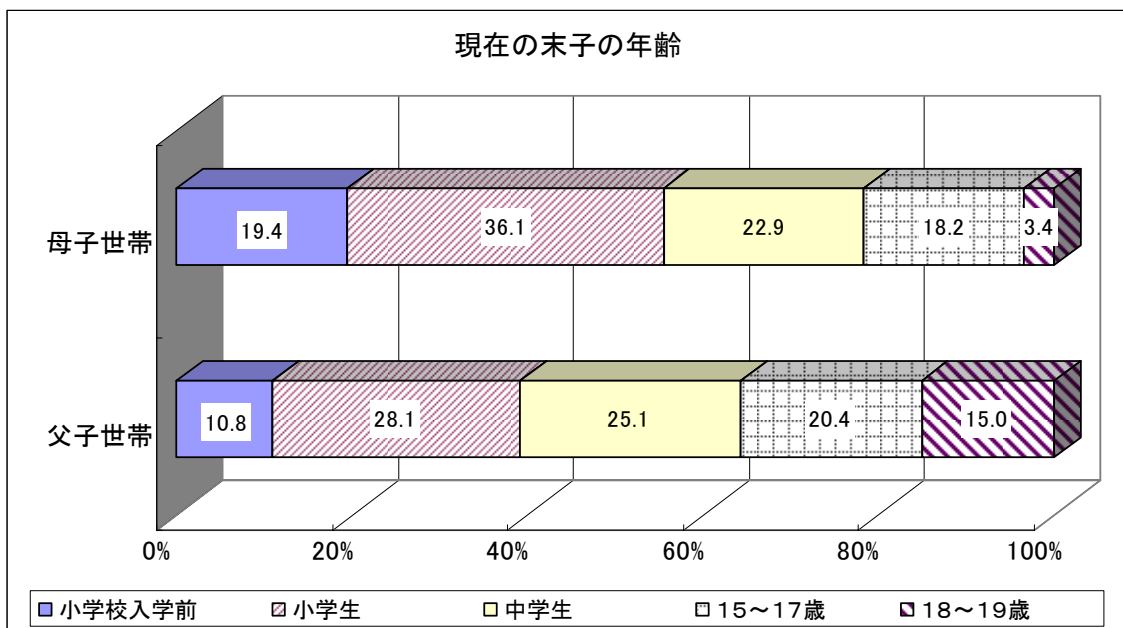
ひとり親家庭になってからの平均期間は母子家庭が6.4年、父子家庭が5.8年であり、調査時点の平均年齢は母子家庭が40.3歳、父子家庭が46.9歳と、前回調査より高くなっています。また、寡婦の平均年齢は56.5歳となっています。



### (4) 子どもの数と年齢

現在の子どもの平均人数は、母子家庭では1.74人、父子家庭では1.95人と、いずれも前回調査に比べ若干減少しています。小学生以下の子どもがいる家庭は、母子家庭が55.5%、父子家庭が38.9%と、こちらも前回調査に比べ減少しています。

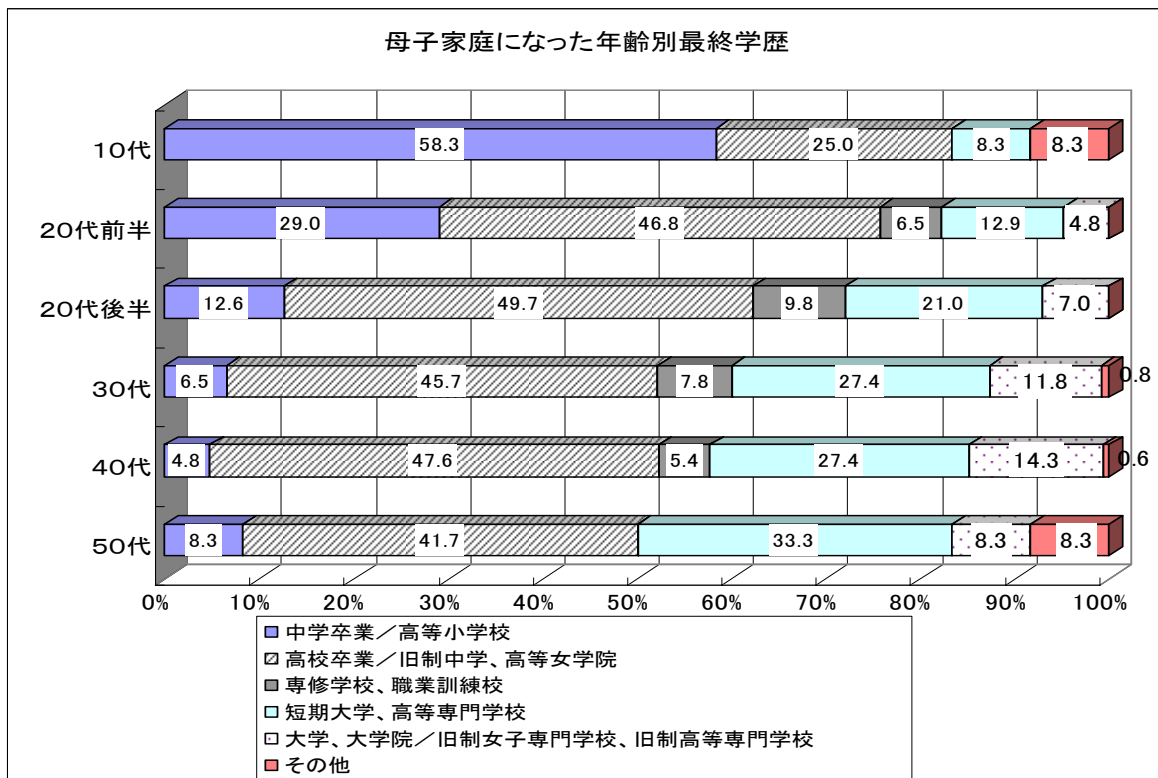
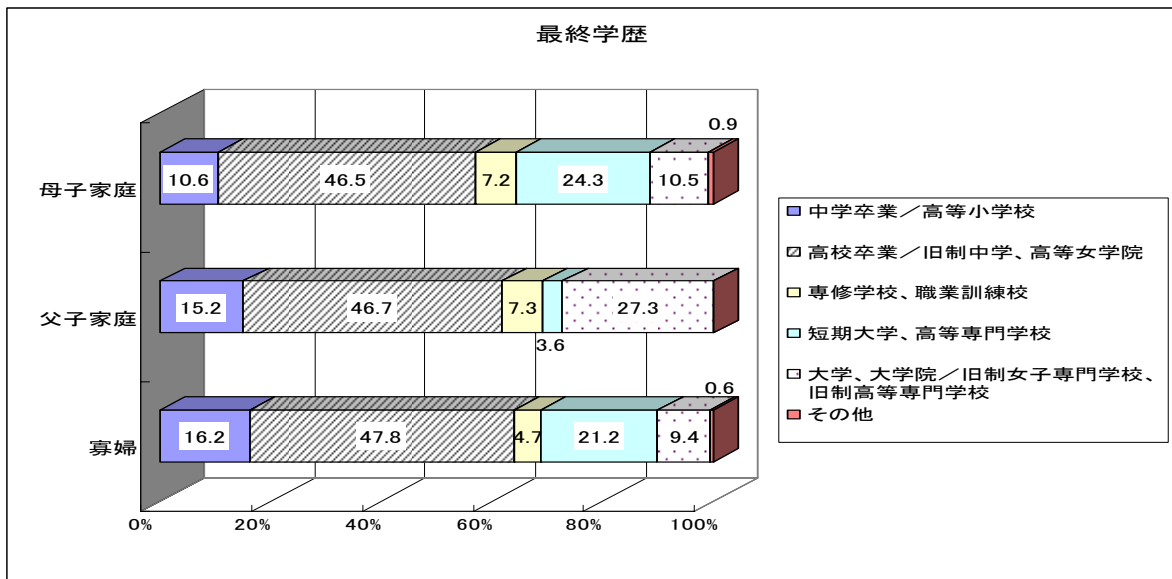
ひとり親家庭になったときの末子が就学前であった割合は、母子家庭で60.3%、父子家庭で38.8%であり、末子の平均年齢は、母子家庭が5.0歳、父子家庭が7.3歳となっています。特に母子家庭では0歳の割合が15.4%と、父子家庭に比べ高い割合を占めています。



### (5) 母等の最終学歴

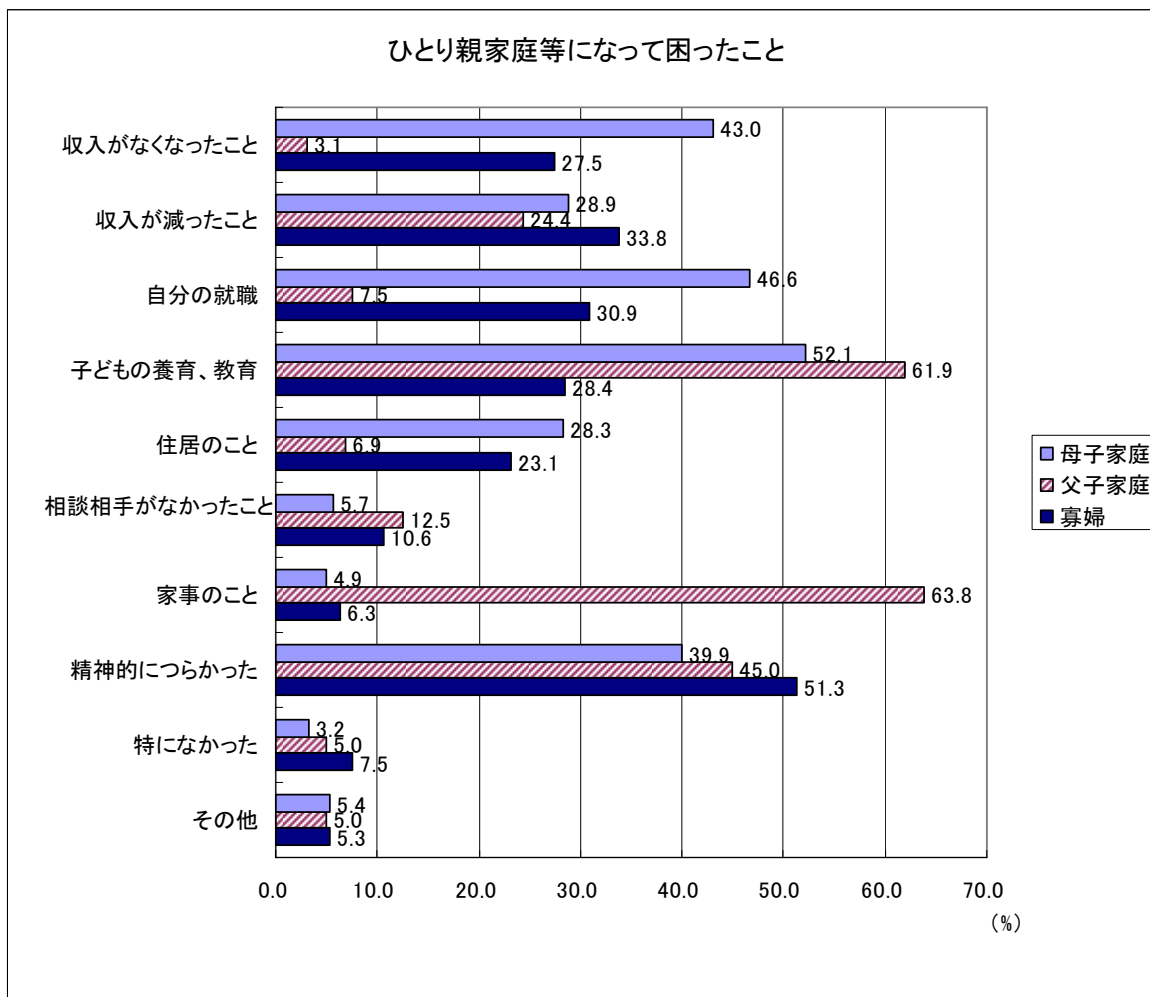
ひとり親家庭の母等の最終学歴は、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「高校卒業」が最も多く、次いで、母子家庭及び寡婦では「短期大学等卒業」、「中学卒業」、父子家庭では「大学等卒業」、「中学卒業」の順となっています。

このうち、「中学卒業」については、母子家庭は10.6%、父子家庭は15.2%、寡婦は16.2%となっており、母子家庭を年代別に見ると、ひとり親になった時の年齢が若いほど「中学卒業」の占める割合が高い傾向にあります。10代では第一位(58.3%)、20代前半では「高校卒業」に次いで第二位(29.0%)となっています。



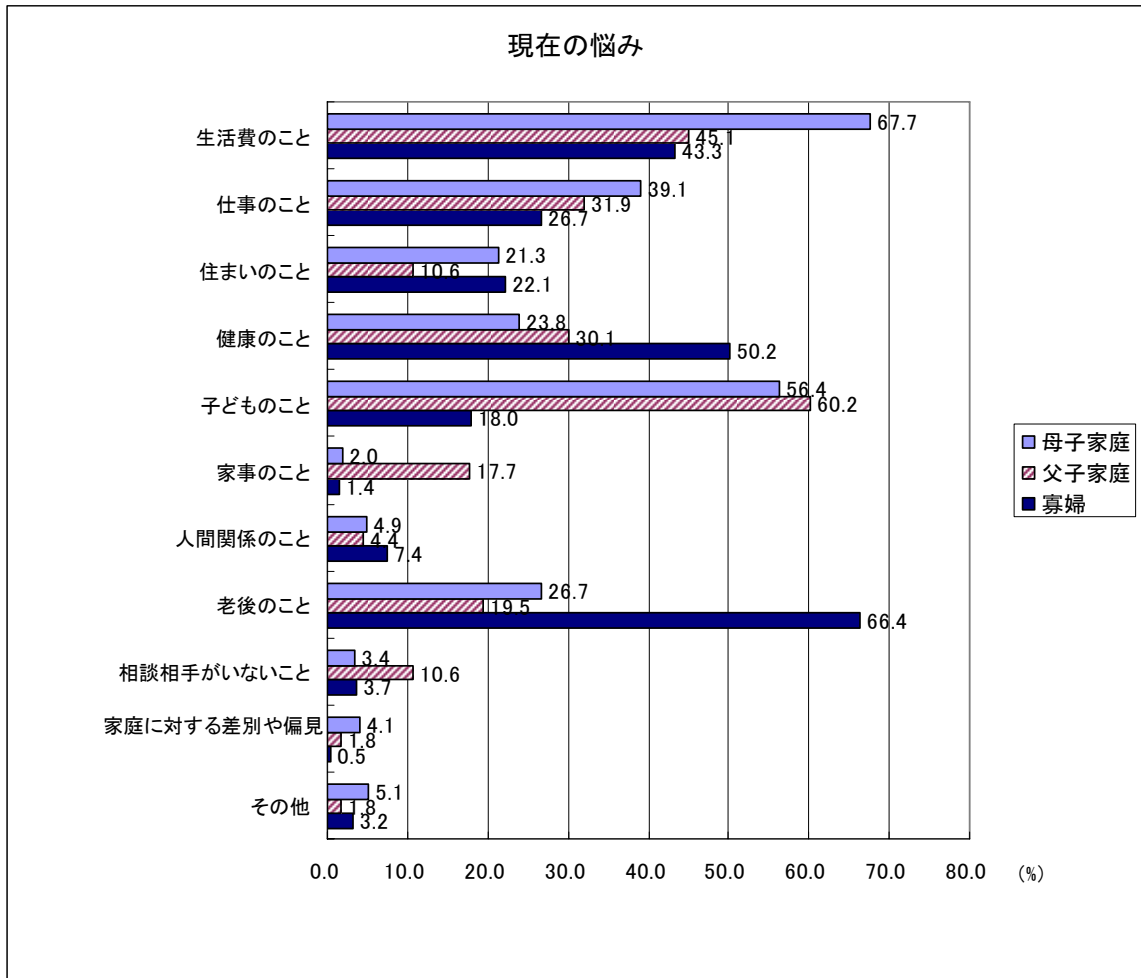
### (6) ひとり親家庭等の悩み（なった当時と現在）

ひとり親家庭になった当時に困ったことは、母子家庭、父子家庭ともに「子どもの養育・教育」が上位にあがっています。それ以外では、母子家庭が「自分の就職」や「収入がなくなったこと」を、父子家庭では「家事のこと」をあげる人が多くなっています。また、「精神的につらかった」としている人が、母子家庭が39.9%、父子家庭が45.0%に上っています。





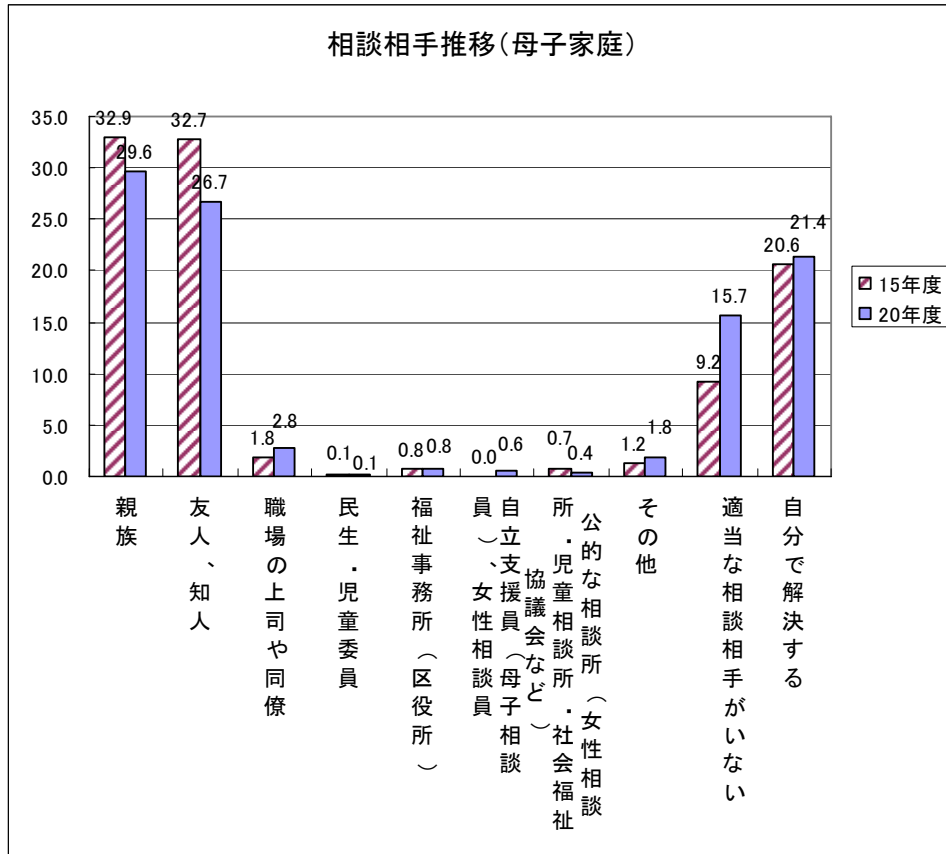
現在の悩みとしては、「子どものこと」について悩む人の割合が、前回調査に比べ母子家庭が44.3%から56.4%に、父子家庭が50.4%から60.2%に増えています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では、「家事のこと」の割合が母子家庭や寡婦に比べ非常に高くなっています。寡婦では「老後のこと」や「健康のこと」を悩む割合が多くなっています。

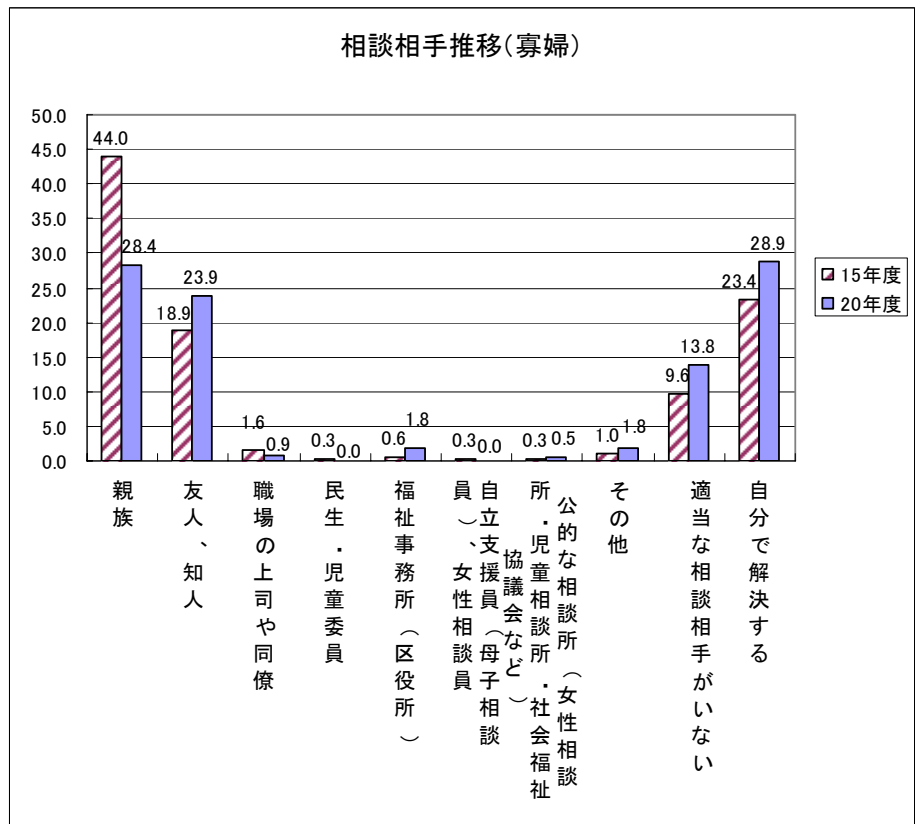
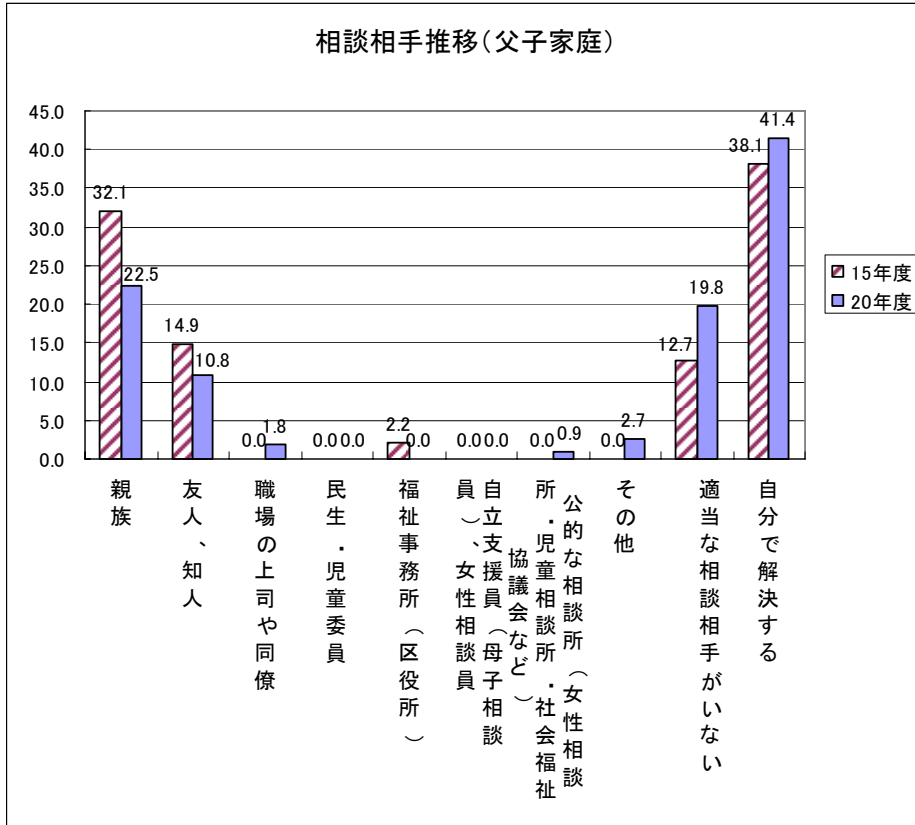


### (7) 相談相手

悩みの相談相手については、「相談相手がない」と回答した人は母子家庭が15.7%、父子家庭が19.8%、寡婦が13.8%で、いずれも前回調査に比べて高くなっています。また、親族や友人・知人に相談する割合は減っています。

一方で、各区役所に配置されている母子自立支援員の相談件数は、平成15年度は10,027件、20年度は15,149件と、年々増加しています。

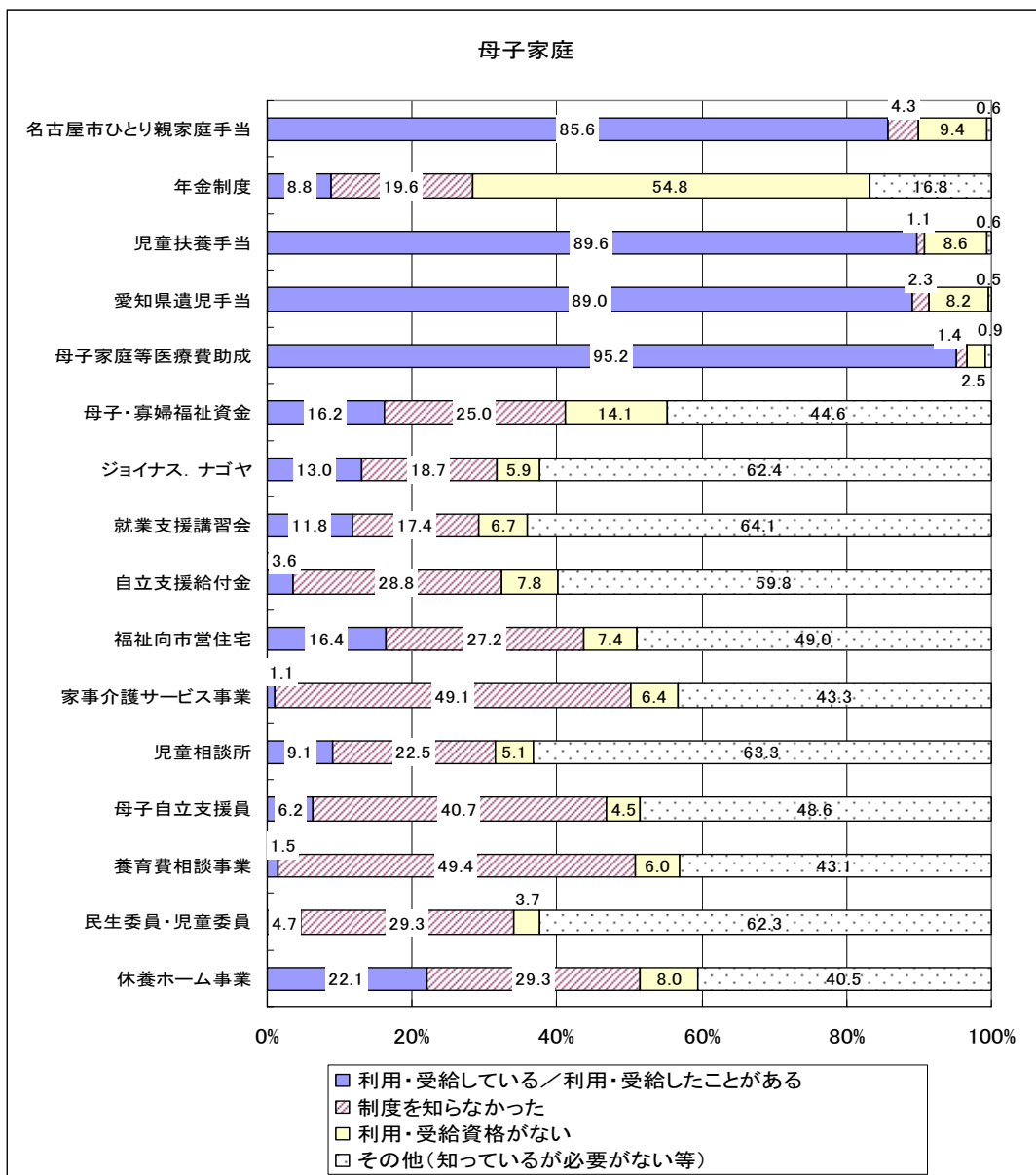


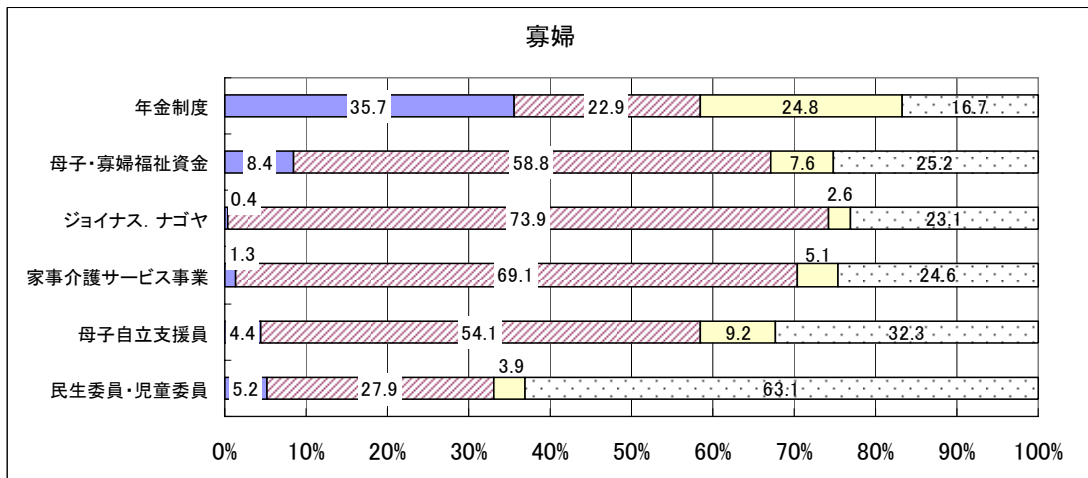
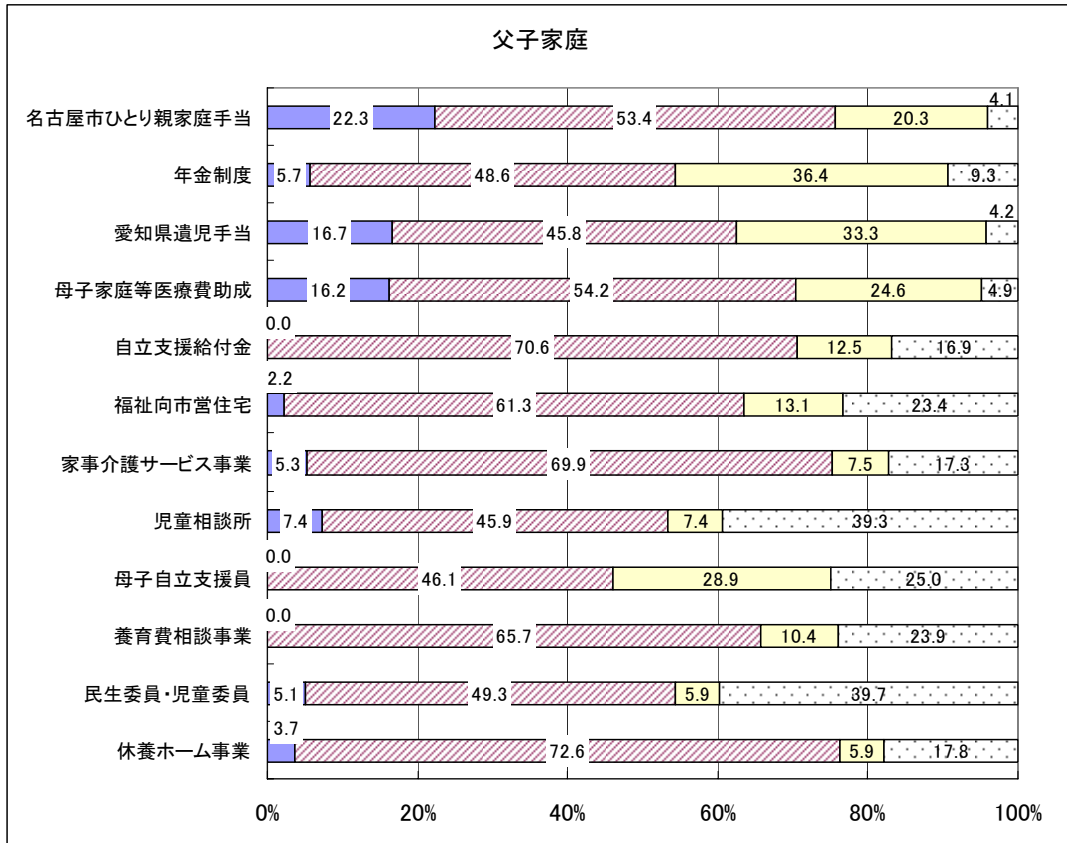


(8) 公的制度の利用・受給状況等

公的制度の利用・受給状況については、母子家庭ではひとり親世帯対象の手当や医療費助成などは、対象となる世帯には100%近く利用・受給されていますが、養育費相談や家事介護サービス事業などは利用率が低く、その理由としては「制度を知らなかった」と回答している人が約5割を占めています。特に、父子家庭では、母子家庭と比較すると全体的に事業の利用・受給状況は低く、「制度を知らなかった」と回答している人の割合は高くなっています。寡婦も父子家庭と同様、「制度を知らなかった」と回答している人の割合が高くなっています。

また、本市への要望としては、母子家庭は「経済的支援の充実」、「相談事業の充実」、「住宅対策の充実」、父子家庭は「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」、「企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実」、寡婦は「相談事業の充実」、「住宅対策の充実」、「経済的支援の充実」の順となっています。





## 2 就業の状況

### (1) 現在の就業状況

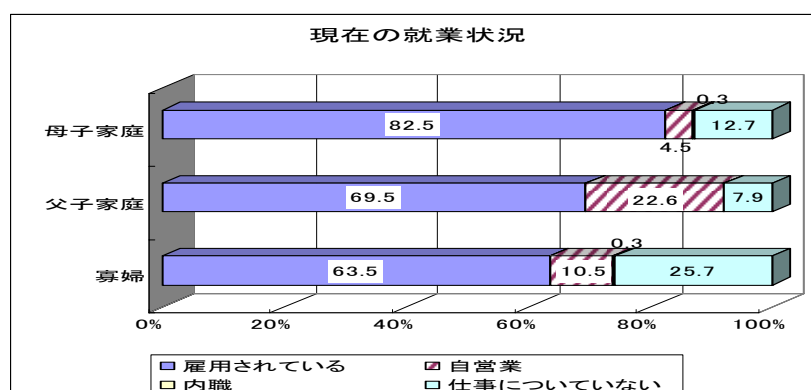
実態調査時点でのひとり親家庭の母等の就業率は、母子家庭で 87.3%、父子家庭では 92.1%、寡婦では 74.3%と、いずれも前回調査から増加しています。しかし正規雇用の割合は父子家庭が 88.5%であるのに対し、母子家庭は 39.4%、寡婦は 48.5%であり、母子家庭及び寡婦にあっては、パート・アルバイトなどの不安定な雇用形態が多くなっています。

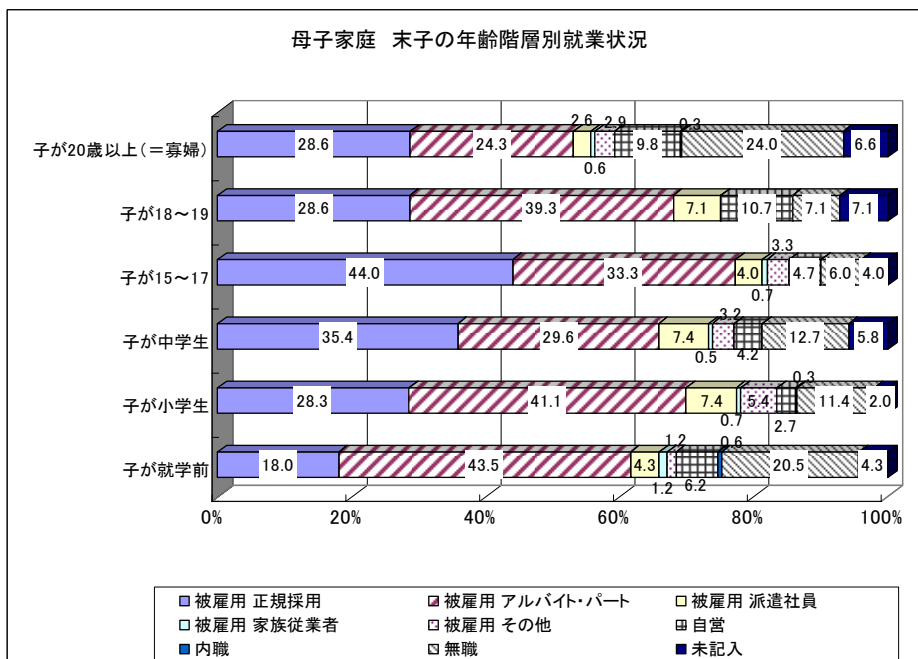
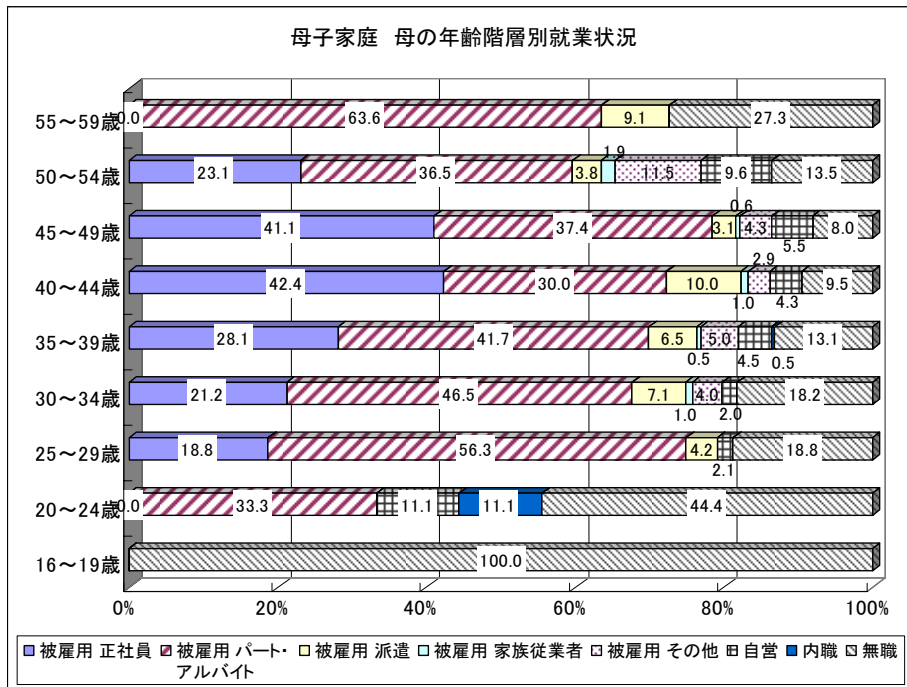
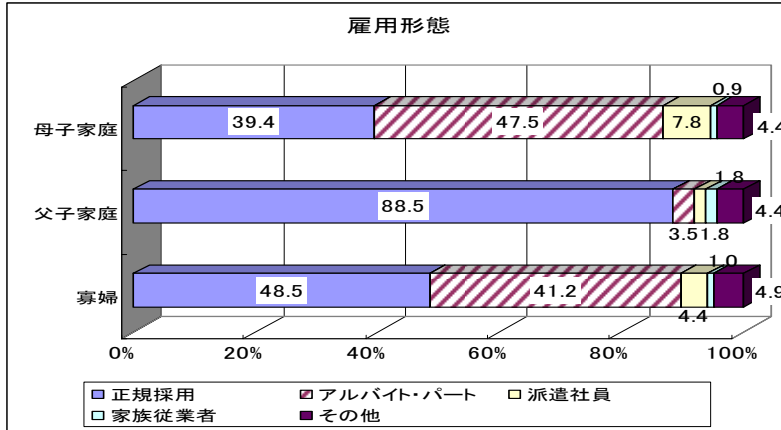
母子家庭の雇用形態を母の年齢階層別で比較すると、25 歳から 39 歳までにおいては、パート・アルバイトが最も多くなっていますが、40 歳代になると正規雇用が最も多くなります。

また、末子の年齢階層別で比較すると、正規雇用の割合は、末子が就学前の場合で 18.0%、小学生で 28.3%、中学生で 35.4%、15 歳から 17 歳では 44.0% となり、子どもの成長とともに正規雇用の割合が高くなっています。厚生労働省の「平成 20 年度国民生活基礎調査」によると、一般の子育て家庭の母では、子の年齢による正規雇用の割合の差はほとんど見られず、全体の割合が 17.2% となっていることと比較すると、母子家庭の母の正規雇用の割合は全般に高い比率となっています。このように、母子家庭の母は、家計を支えるために働かざるを得ない中で、仕事と子育ての負担を抱えながらも、少しでも安定した就業ができるよう努力していることがうかがわれます。

また、母子家庭になってからの経過年数で比較すると、7 年以下はパート・アルバイトが最も多くなっていますが、8 年以上になると正規雇用が最も多くなります。

今後仕事を変わりたいと考えている人は、母子家庭で 42.4%、父子家庭で 25.7%、寡婦で 24.5% となっています。その理由として共通しているのは、「収入が少ないため」であり、それ以外では、母子家庭では「社会保険の不備」や「身分の不安定さ」など雇用状況が不安定であることや、「勤務時間が長いこと」が、父子家庭では「子どもの面倒を見る時間がないこと」、寡婦では「仕事がきついこと」が理由としてあげられています。



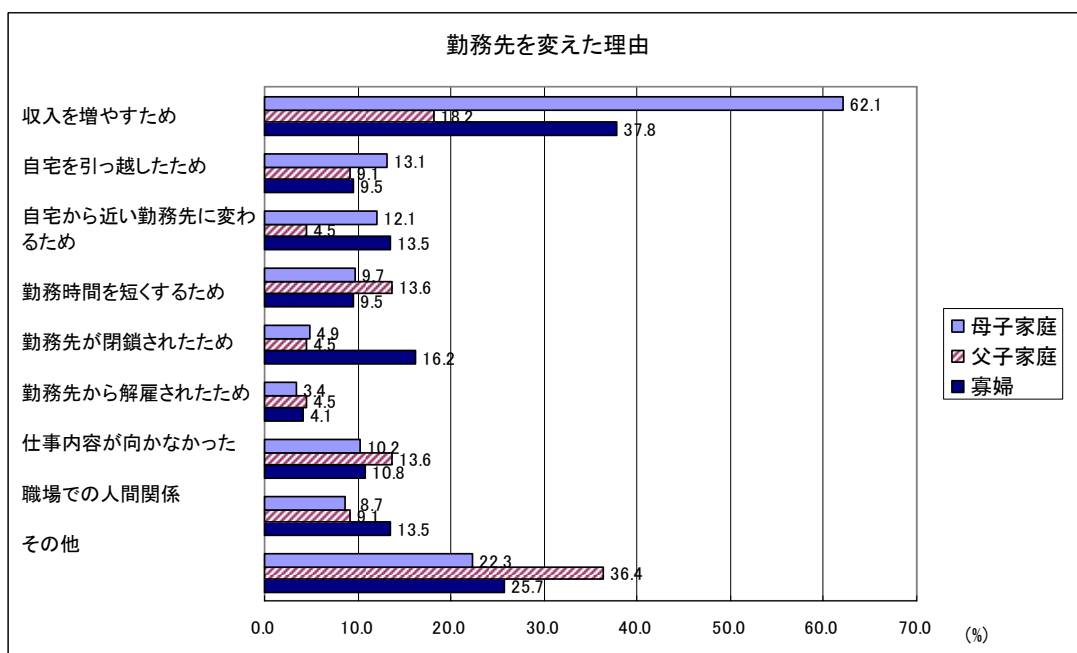
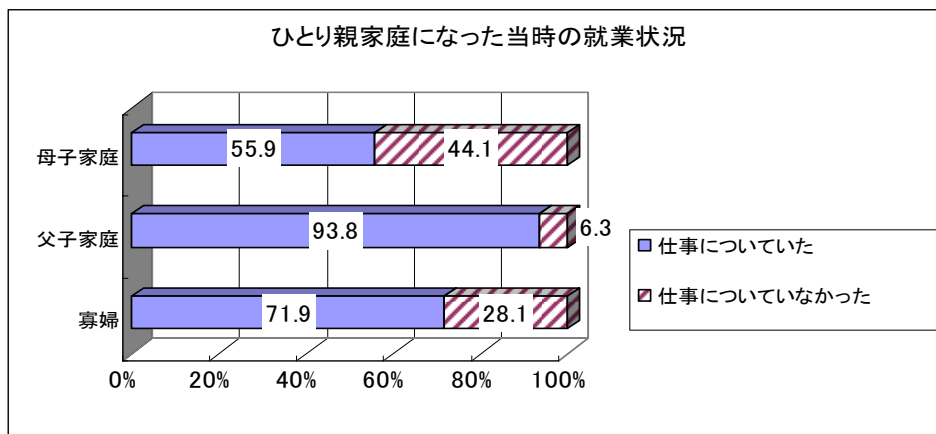


## (2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況

母子家庭になった当時の母の平均年齢は33.9歳、末子の年齢は5.0歳となっています。当時仕事に就いていなかった母は44.1%で、この比率は一般の子育て家庭における母の就業状況と比べ大きな差は見受けられません。また、母子家庭になった当時の就業率(55.9%)は現在の就業率(87.3%)に比べ、約3割低くなっています。

父子家庭の就業率は93.8%で、これは現在の就業率(92.1%)とほぼ同じです。また、寡婦の就業率は71.9%で、父子家庭と同様、現在の就業率(74.3%)と大きな差はありません。

ひとり親家庭になる以前から就いていた仕事を継続している人の割合は、母子家庭では41.5%、父子家庭では82.1%、寡婦では51.3%となっています。勤務先や雇用形態を変えた人の理由としては、母子家庭と寡婦では「収入を増やすため」が突出しています。父子家庭においては「収入を増やすため」、「勤務時間を短くするため」が多く、仕事と生活(子育て)の両立を図るためと考えられる転職が多く見られます。





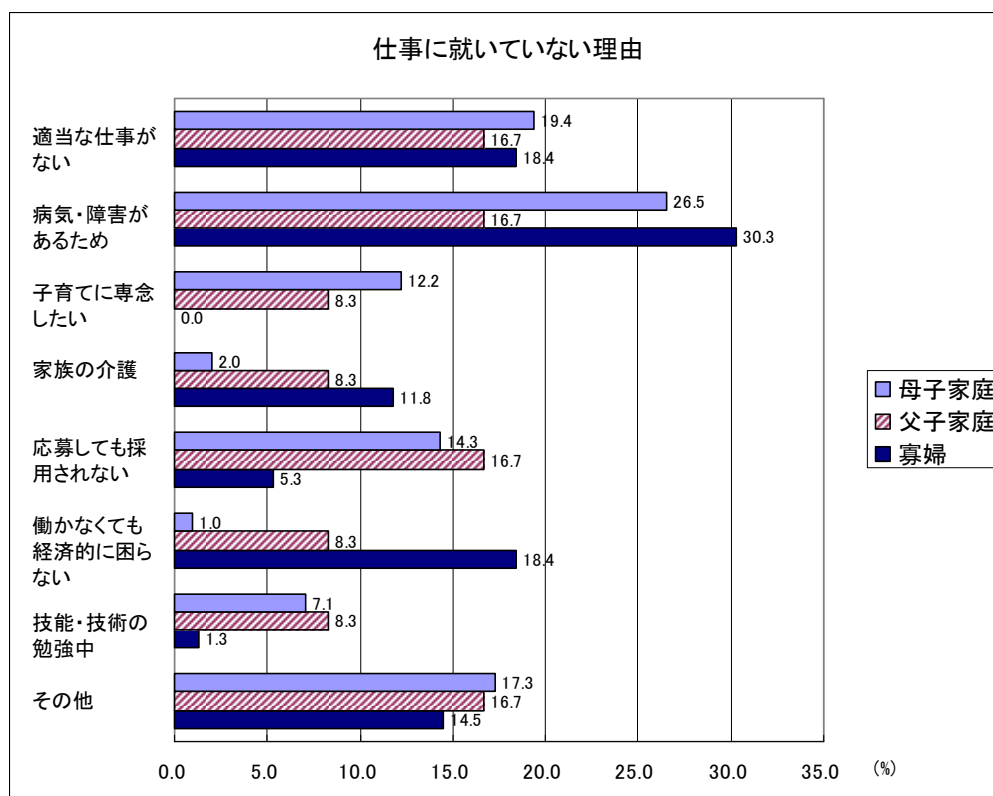
### (3) 仕事に就いていない理由

現在、仕事に就いていない人は母子家庭で 12.7%、父子家庭で 7.9%、寡婦で 25.7%であり、最も多い理由としては、いずれの家庭でも「病気や障害があるため」となっていますが、「適当な仕事がない」、「応募しても採用されない」なども多くなっています。

個人の状況だけでなく、希望しても就職できないなどの社会的な要因によって、就業が難しい状況になっている人もいます。

また、相談の窓口等においては、ひとり親家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない人などもあり、就職活動への動機付けや意欲の向上を図ることも必要となっています。

寡婦では、「家族の介護」、「働かなくても経済的に困らない」などの理由が他の世帯に比べて高くなっています。



### (4) 本市の就業支援

厳しい雇用状況の中で、平成 18 年度に開設されたジョイナスナゴヤでの就業相談件数は年々増加し続けていますが、実際に就業に結びついた人の数は減少しています。中でも、母子家庭の母等の多くが希望する事務職については、企業等からの求人は少なく、就業は大変厳しいものとなっています。また、技能や経験の不足を理由に不採用とされる傾向も多く見受けられます。

一方で、看護師等の資格を習得するための支援である高等技能訓練促進費制度の利用者にとっては、正規雇用への就業率が高くなっています。

### 3 収入の状況

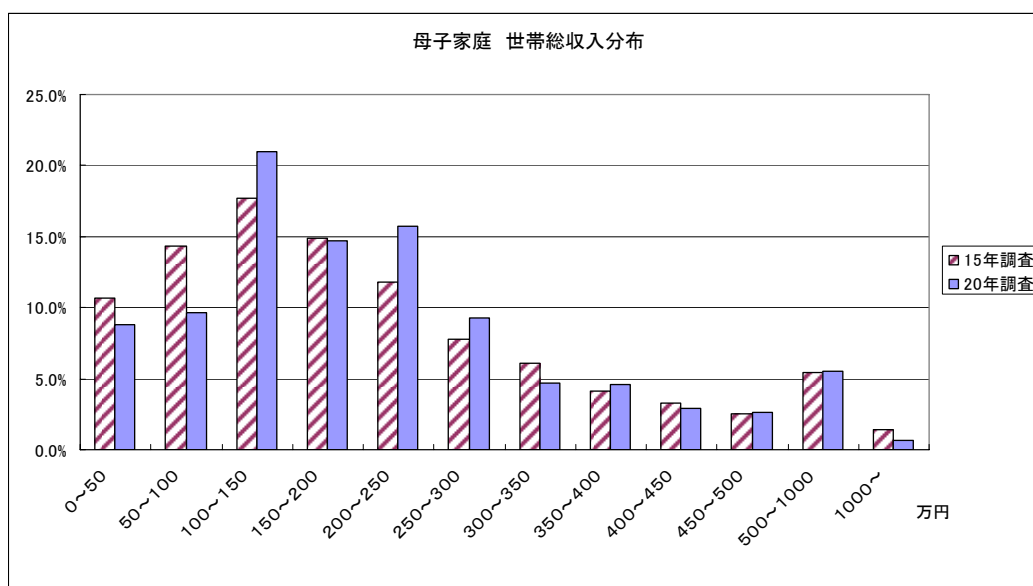
実態調査によると、母子家庭の平均年収は 227.3 万円と前回調査と比較すると 2.1 万円増加しています。しかし、一般世帯の平均年収 566.8 万円（平成 19 年国民生活基礎調査による）と比較すると 4 割程度にとどまっており、87.1% の人が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。

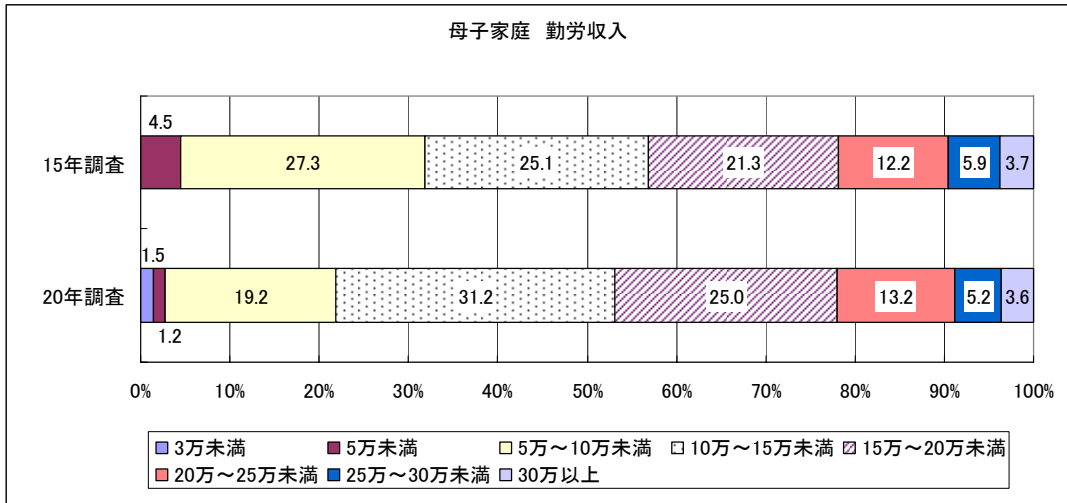
収入の主な内訳としては、母親の勤労収入平均が 183.6 万円と、前回調査から 8.4 万円増加していますが、児童扶養手当などの手当収入平均は 44.4 万円と、前回調査より 4.8 万円減少しています。児童扶養手当の受給状況を見ても、受給者数は約 17,000 人で平成 17 年度以降ほぼ横ばいですが、全額受給者が減少し、一部受給者が増加してきていることから、勤労収入の増加に伴い一人当たりの手当額が減少していることが推察されます。

また、平成 21 年度に厚生労働省が発表した全国のひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人のもの）の貧困率は 54.3% ですが、本市の母子家庭においても、同程度が貧困状態にあると推測できます。年収 250 万円未満の母子家庭が 69.8% を占め、その多くが母子世帯（子ども 2 人の場合）の生活保護基準と同等又はそれ以下の状況におかれています。

母子家庭の母について、正規雇用の人とそれ以外の人と世帯収入を比べると、正規雇用の人が 295 万円に対し、それ以外の方は 175 万円と、大きな差があります。この正規雇用以外の方の収入 175 万円は、一般の核家族共働き（勤労者世帯）における世帯主以外の収入 173 万円とほぼ等しくなっており、母子家庭においては、収入面において一般家庭の「世帯主相当分」が欠けているということが言えます。

このような状況の中で、収入の不足を補う一つの手段として、子どもの修学資金等のために母子寡婦福祉資金貸付金を利用する人が年々増加しています。

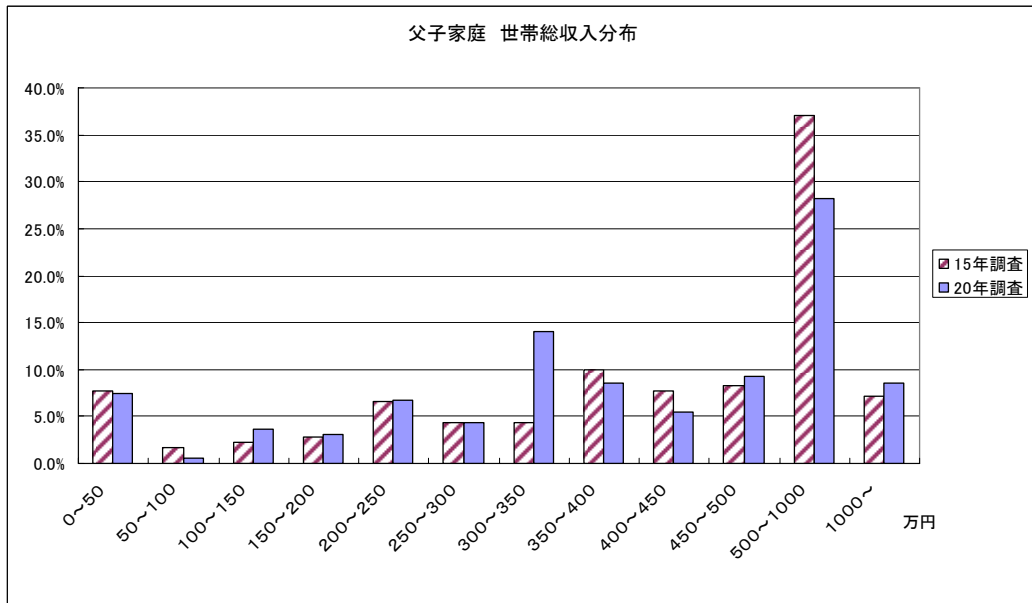




一方、父子家庭の平均年収は 482.1 万円と、母子家庭と比べると高い水準になっていますが、前回調査と比較すると 29.1 万円減少しており、一般世帯の平均年収の9割程度であり、66.2%の人が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。

収入分布を見ると、前回調査に比べ 500 万円以上の世帯が減り、特に 300 万円から 350 万円の層が大きく増加しています。現行の児童扶養手当は父子家庭には支給されていませんが、父子家庭の子どもの平均人数が 1.95 人となっていることから、扶養人数を 2 人として試算すると、約半数が児童扶養手当の受給水準（年収 400 万円以下）に該当すると推察されるなど、経済的に厳しい状況にある父子家庭も少なくありません。

寡婦においては、平均年収は 329.1 万円で、前回調査と比較すると 15.5 万円増加していますが、57.7%が「家計が苦しい」又は「やや苦しい」と感じています。



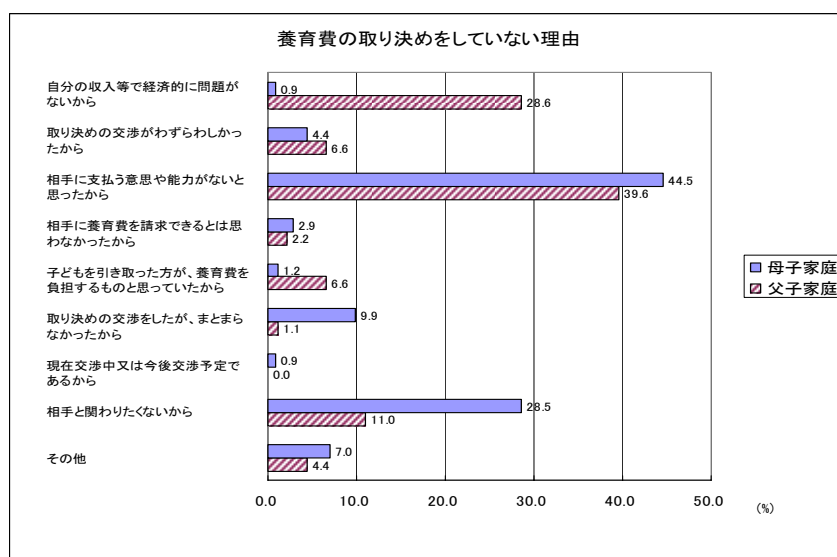
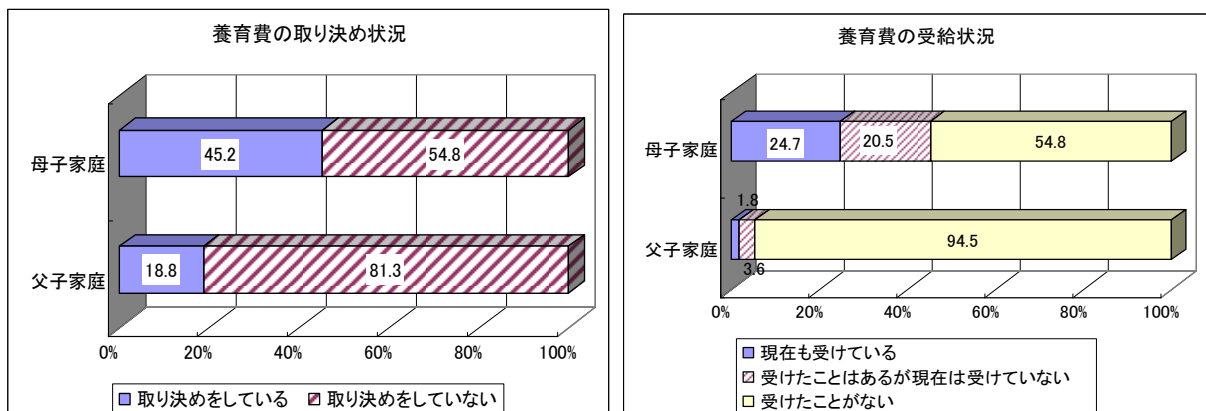
## 4 養育費の状況

離婚時に養育費について取り決めをしている人は、母子家庭では 45.2%で、半数以上の方が取り決めていない状況にあります。取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 44.5%、「相手と関わりたくない」が 28.5%と回答しており、7 割以上の方が初めからあきらめている状況が伺われます。

一方父子家庭においても、取り決めをしている人は 18.8%と少なくなっています。取り決めをしていない理由としては、39.6%が「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」と回答しています。「自分の収入等で経済的に問題がないから」との回答が 28.6%と、母子家庭の 0.9%とは大きく差があり、離婚時の経済的基盤の違いが見受けられます。

実際に養育費を受け取っている割合はさらに低く、母子家庭で 24.7%、父子家庭では 1.8%となっています。取り決めはしたものの履行しない、または経済的に履行できないという状況にあるものと思われます。

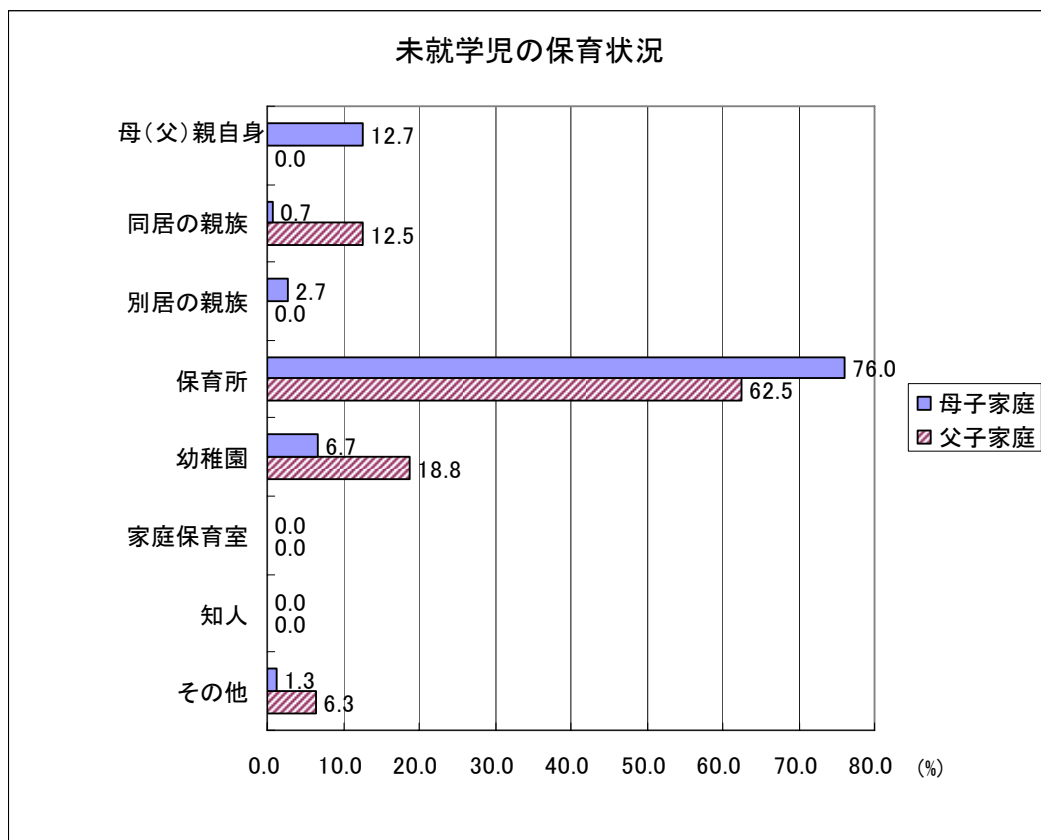
また、平成 20 年度には養育費相談事業を開始し、相談実績は 361 件となっています。



## 5 子どもの状況

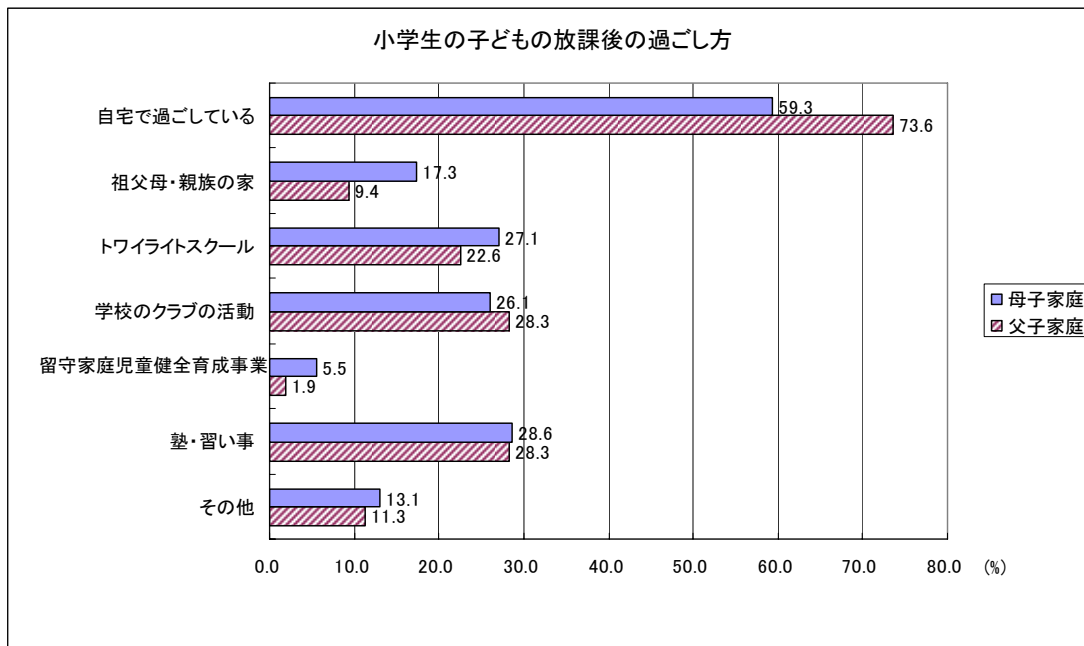
### (1) 保育・放課後の状況

就学前の子どもがいる家庭では、母子家庭、父子家庭とも、その多くが保育所を利用していますが、母子家庭の12.7%は母親自身で保育していると回答しています。就業相談をする中では、子どもの保育が確保できないために就業ができないケースも見受けられます。



また、小学生の子ども放課後の過ごし方は、自宅で過ごしていることが最も多く、母子家庭では59.3%、父子家庭では73.6%となっています。

また、塾や習い事で過ごしている子どもの割合は母子家庭で28.6%、父子家庭で28.3%となっており、平成20年10月に子育て家庭を対象に実施された「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」での調査結果（一般家庭の小学生の24.2%が学習塾で、40.1%が習い事で過ごしていること）と比較すると、少ない状況にあることがわかります。



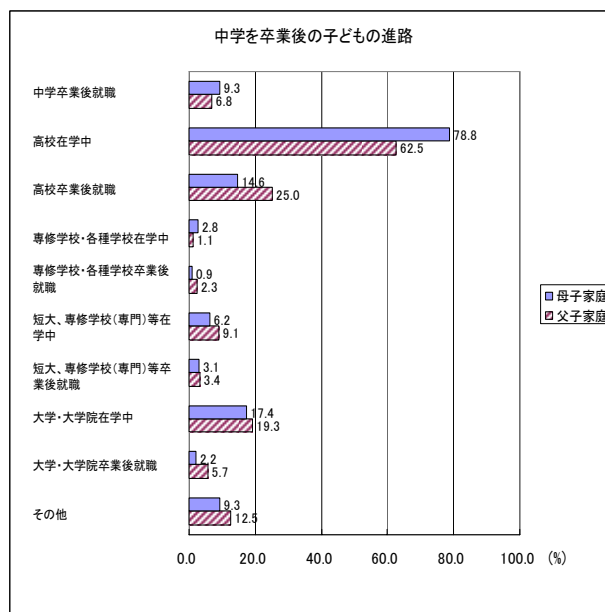
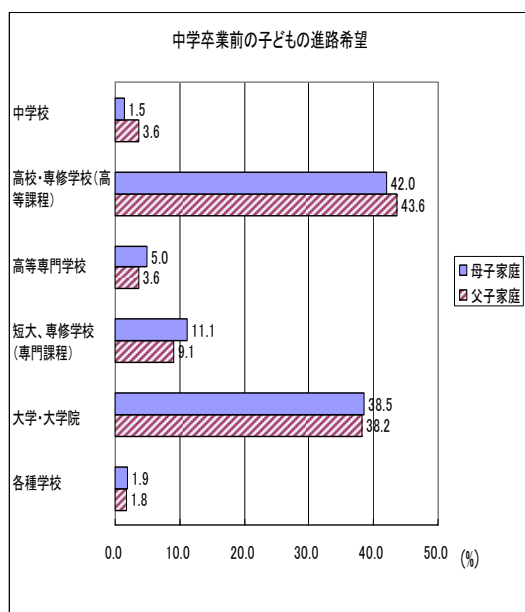
## (2) 修学状況

ひとり親家庭の悩みの中でも上位にあるのが「子どものこと」で、母子家庭、父子家庭とも、前回調査に比べその順位を上げています。悩みの内容としては、教育・進学に関することが最も多く、母子家庭では69.1%、父子家庭では60.6%となっています。

中学卒業前の子どものその後の修学については、母子家庭、父子家庭とも「高校・専修学校（高等課程）」まで、あるいは「大学・大学院」までを希望する親が多くなっています。「中学校」まででよいとする親は、母子家庭では1.5%、父子家庭では3.6%といずれの家庭においても少数ですが、実際の修学状況を中学卒業後の子どもの進路で見ると、中学卒業後に就職している子どもの割合は、母子家庭が9.3%、父子家庭が6.8%と、親の希望より高い割合になっています。

ひとり親家庭において希望する進学を断念するケースの中には、経済的な要因はもとより、親に時間の余裕がないことから子どもと関わる時間が少なく、必然的に家庭学習について働きかける時間も少なくなるなど、学習面での要因もあると思われます。

また、進学に必要な資金について、母子家庭においては母子寡婦福祉資金の修学資金を利用する割合が高くなっており、平成20年度の貸付人数は平成15年度と比較すると約2倍（1,370人）になっています。学費や教育費については、母子家庭の17.2%、父子家庭の9.1%が、「子どものアルバイト収入」も資金源としており、子ども自身が担っている状況も見られます。

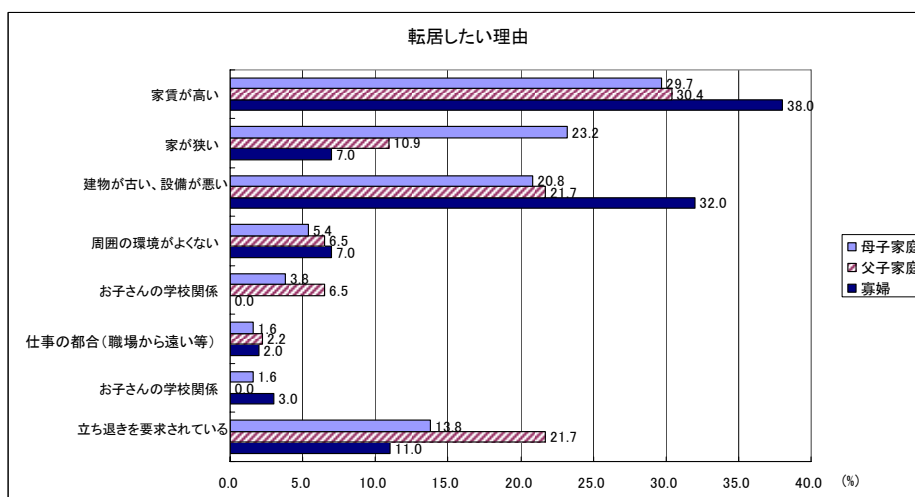
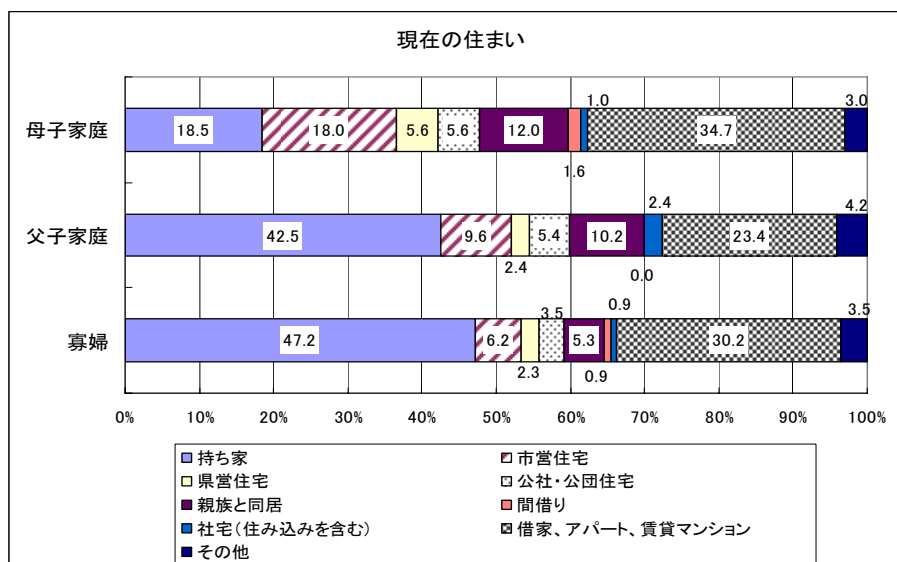


## 6 生活の状況

### (1) 現在の住居の状況、転居の希望

実態調査によると、母子家庭は民間アパート等の借家に居住している人の割合が高く、父子家庭、寡婦は持ち家に居住している人の割合が高くなっています。母子家庭について母の年齢別に比較すると、20代前半では親族と同居が多く、年代が高くなるにつれて少なくなる傾向にあり、逆に、持ち家の割合は年代が高くなるにつれて多くなる傾向にあります。また、収入階層別に比較すると、収入の高い層では持ち家の占める割合が高くなり、少ない層では市営住宅、民間アパート等の占める割合が高くなる傾向にあります。

住まいをかわりたいと考えている割合は、母子家庭で46.1%、父子家庭で28.9%となっています。かわりたい理由としては、いずれも第一に「家賃が高い」があげられ、次いで「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などがあがっています。

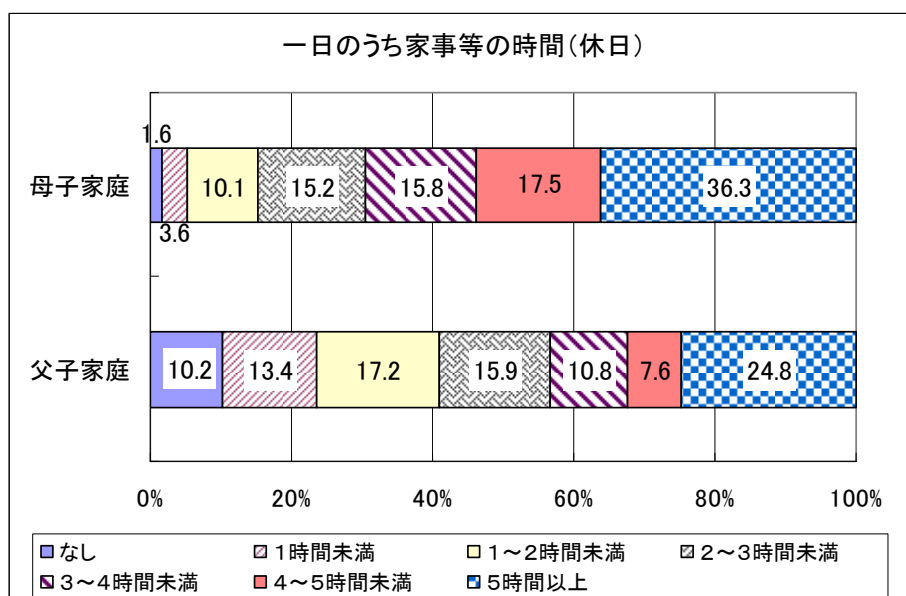
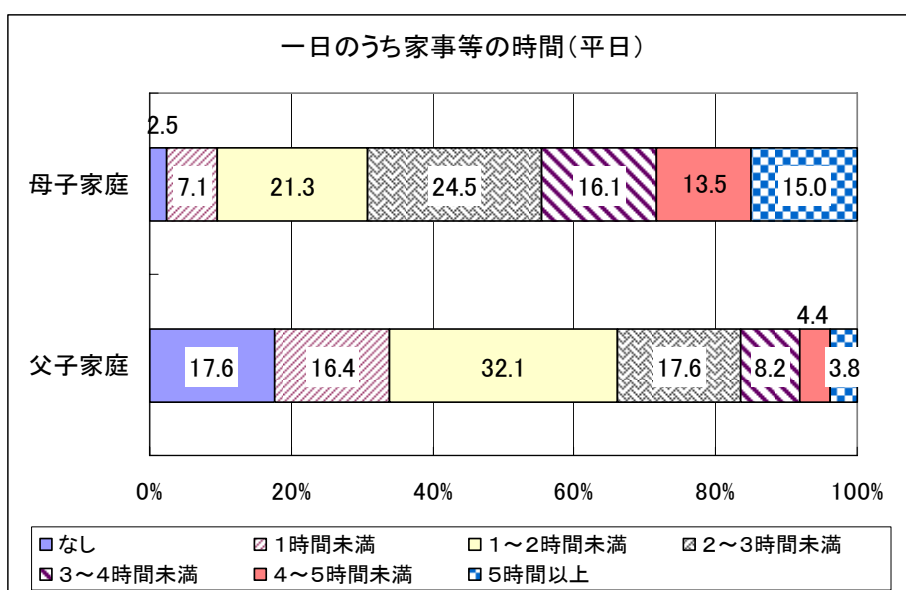




## (2) 家事や育児にかかる時間

平日、家事や育児にかかる時間が1時間未満である母子家庭は9.6%ですが、父子家庭では34.0%となっています。これは、母子家庭の一日あたり平均勤務時間7.4時間に対し、父子家庭では9.3時間と長時間となっていることの影響があるものと考えられます。こうしたこともあり、家事介護サービス事業の平成20年度の利用実績においては、父子家庭が利用者の約4割を占め、また、利用時間では5割を超えており、他の制度と比べ父子家庭の利用の割合が高くなっています。

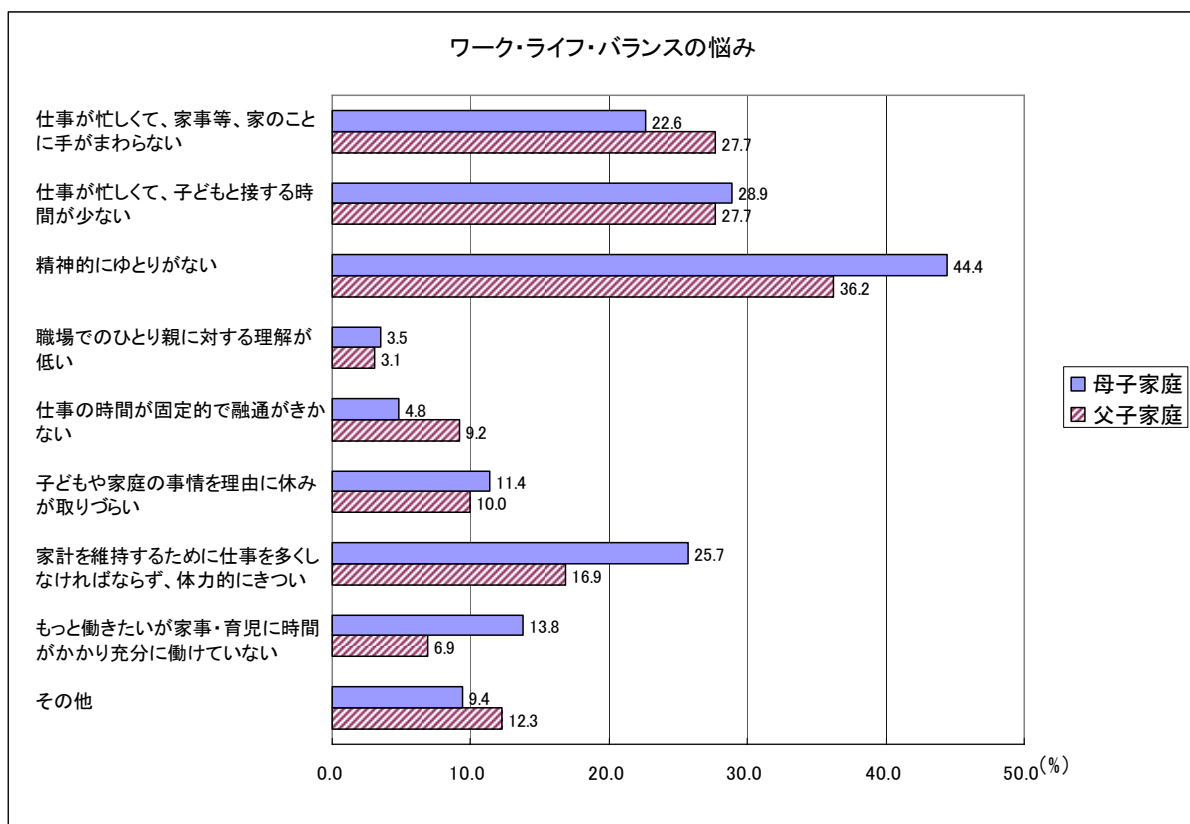
また、休日になると、いずれの家庭でも5時間以上が最も多くなることから、多くの家庭が、休日は家事や育児を優先させているといえます。



## 7 ワーク・ライフ・バランスについて

実態調査によると、ワーク・ライフ・バランスで悩みに感じていることの問題に対しひとつでも回答したひとり親家庭は約8割（母子家庭78.3%、父子家庭77.8%）に達し、その内容は「精神的にゆとりがない」が最も多く、母子家庭では44.4%、父子家庭では36.2%となっています。次いで、「仕事が忙しくて子どもと接する時間が少ない」、「仕事が忙しくて家のことに手がまわらない」が多くなっています。また、「職場でのひとり親に対する理解が低い」や、「子どもや家庭の事情で休みを取りづらい」などもあがっており、ひとり親家庭が仕事と生活（子育て）を両立させることの難しさを表しています。

自分自身のために使える余暇の時間は、母子家庭、父子家庭とも、平日は2時間未満が約7割（母子家庭70.9%、父子家庭68.1%）を占め、「なし」としている人も2割近くなっています（母子家庭16.5%、父子家庭19.7%）。仕事と子育て等をともにひとりで担わなければならないために時間的な余裕がなくなっていることが、精神的なゆとりのなさにもつながっているのではないかと考えられます。



## 8 まとめ ～前計画の評価と現状から見える課題～

### (1) 母子家庭

#### ①精神的なことについて

本市内の母子家庭の数は、5年前に比べて減少しています。しかし、平成19年度の離婚件数4,744件のうち、子どものいない家庭を除いた85%にあたる2,100件が、妻が1人以上の子の親権を行うこととなっています。離婚率は減少傾向ではありますが、毎年一定数が母子家庭としての生活をスタートさせていることとなります。また、未婚の母も増加しています。

母子家庭になった当時の母の平均年齢は上昇している一方で、10代で母子家庭になった人の割合も増えています。また、母子家庭になった年代が若いほど「中学卒業」などの低学歴である割合が高い傾向にあり、これらの母子家庭においては、就業を困難にする要因を複数抱えているものと考えられます。

生活費や子どものことなど具体的な悩みを抱えながら、母子家庭になったことそのものを精神的な負担として感じる人も多く、こうした悩みを、親族や友人、知人に相談する人が減り、「相談相手がいない」人が増えている状況から、孤立した生活を送っている母子家庭もあると思われます。

母子家庭になった当時、末子が就学前である場合も多く、乳児がいる家庭も少なくないため、母がひとりで仕事も生活（子育て）も担うことになった状況を受け止め、子どもの成長に合わせた将来を見据えたライフプランが設計できるきめ細やかな相談や指導などとともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

#### ②経済的なことについて

就業については、ジョイナスナゴヤにおいて職業紹介を開始するなど、この5年間に就業支援に力を入れてきたこともあり、母子家庭の就業率や、勤労収入もわずかながら増加しています。また、看護師等の国家資格取得の支援は、正規雇用など安定した雇用につながるという実績も出ています。

その一方で、約半数の母子家庭の母は、母子家庭になってから仕事を探さなければならない状況にあります。近年の厳しい雇用状況に加え、低学歴や、技能・経験の不足など、就業を困難にするさまざまな要因が重なる母子家庭の母が、即時の正規雇用や高収入を期待することは難しい状況にあります。

そこで、母子家庭になって間がないなど様々な理由により就業意欲が持てない人などに対しては就業意欲向上のための啓発や指導を、職業経験がない人、あるいはすぐにでも働きたいという求職中の人に対してはまずは働き始めるという就業の確保のための支援を行うことが必要です。そして、就業中の人でもパート・アルバイトなど不安定な雇用で働いている人に対しては正規雇用な

どより安定した就労を確保するため資格や技能の習得のための支援を、さらに、自立できる収入を確保することができるよう支援することが必要です。

このように、一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）や子どもの成長に合わせて、段階的な支援を総合的に行っていくことが大切です。

また、職場でのひとり親家庭への理解が低く、家庭の事情で休みを取りづらいことなどが悩みとしてあがっていることから、事業主等にひとり親家庭に対する理解を求めていくことが重要です。

現在、母子家庭の母の9割は仕事をしており、よりよい就業に向けた努力も重ねているのですが、この5年間でわずかながらしか収入は増加しておらず、また、平成20年秋からの急激な不況の影響もあり、貧困層に位置する家庭も少なくありません。こうしたことから、継続的な金銭給付による経済的支援も必要です。

さらに、子どもの健やかな育ちを実現するため、養育費は子どもの権利であり親が養育費を支払うことは当然の責務であることが社会的に認知されるための啓発を行うことや、養育費の取り決めに関する相談や履行確保のための支援も必要です。

母子家庭においては、就業による収入、手当などの金銭給付による収入、そして養育費による収入、これら3つを柱として、親子の生活を支える収入を確保し、仕事と生活（子育て）のバランスがとれた安定した生活のための経済基盤を整えることができるよう、各家庭の状況に合わせた支援が必要です。

### ③生活のことや子どものことについて

就学前の子どもを抱えての離婚も少なくないため、母子家庭に対しては、子育ての負担を軽減するための支援と同時に、子どもの視点に立った、子どもの成長に合わせた支援が重要です。母子家庭の子どもを始めとして、保育所で長時間過ごす子どもに対しては、十分な配慮がなされることが大切であるとともに、母子家庭の母が就業し、就業を継続するためには、様々な保育ニーズに対応していくことが大切です。

また、小学校入学後も、放課後ひとりで過ごす時間が長くなることを考慮すると、親も安心して働き続けるために、子どもが健やかに過ごすことができる、安心で安全な居場所の確保が必要です。

子どもの進学に関しては、親に時間的な余裕が少なくても子どもが家庭学習に取り組めるようにサポートしたり、経済的な理由で進学を断念しなくてもすむようにするなど、進学したいと考える子どもが進学し、自立できるための支援が必要です。

また、家賃が高いことにより転居希望が多いことから、市営住宅等の家賃の安価な住宅の確保も必要です。

## (2) 父子家庭

### ①精神的なことについて

母子家庭と同様、父子家庭になったことを精神的な負担として感じる人も多く、悩みを「自分で解決する」人や「相談相手がいない」人が増えるなど、孤立した生活を送っている状況もみられます。また、父子家庭には、行政サービスなどの情報があまり届いていない現状もあります。

こうしたことから、父子家庭を受け入れるきめ細やかな相談や指導とともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

### ②経済的なことについて

就業状況については、母子家庭に比べ就業率も高く安定的な正規雇用が多いため、就業については特別な支援の必要性は低くなっています。

しかしながら、平均収入はこの5年間で減少しており、一般の子育て家庭同様に長時間労働となっているものの、収入は一般の子育て家庭よりも低くなっています。

また、扶養人数を2人とした場合、約半数の父子家庭が児童扶養手当の受給水準に該当すると推察されることから、父子家庭に対する経済的な支援の拡充を検討することも必要です。

### ③生活のことや子どものことについて

父子家庭の悩みとしては、母子家庭や寡婦に比べ「家事のこと」が大きな割合を占めており、平均勤務時間数においても、母子家庭に比べて長時間に及んでいます。これらは、父子家庭に対する家事のサポートの必要性を示しています。

また、子育てや子どもの育ちに関する支援については、父子家庭においても、母子家庭と同様の支援が必要です。

### (3) 寡婦

#### ①精神的なことについて

寡婦が老後も安定した生活を送るためには、母子家庭の母であるときから将来を見据えたライフプランを立て、計画的な就業をしていくことが重要です。そのため、母子家庭や父子家庭と同様、きめ細やかな相談や指導とともに、必要な時に利用できるよう制度の周知が必要です。

#### ②経済的なことについて

寡婦についても、母子家庭と同様に就業率は向上し、平均収入も上がっています。しかしながら、不安定な雇用や低い収入が、老後の生活保障となる年金に及ぼす影響も懸念されるなど、老後のことを悩む人の割合が高くなっていることから、母子家庭の母と同様、一人ひとりの状況に合わせた段階的な就業支援を総合的に行っていくことが必要です。

## 第3章 施策の方向性

### 1 基本的な考え方

実態調査の結果等によるひとり親家庭等の現状からは、ひとりで家計を支えながら子育てしなければならない母等が、さまざまな困難や悩みを抱え、物心両面でバランスを欠いた生活をしている姿が浮かび上がってきます。また、若年でひとり親家庭になるケースも増えてきており、長期的な視点で母等と子のライフプランを考える必要があるにもかかわらず、目の前の困難に対処することに追われ、心身ともにゆとりをなくしている状況がうかがわれます。

本市ではこれまでも、第1期計画に基づき、ひとり親家庭となることによる各家庭の低下した機能の回復を促し、自立を促進するために総合的な支援を実施してきました。

第2期計画の策定にあたっては、その基本的な方向性を踏襲しつつ、ひとり親家庭等が仕事と生活（子育て）のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を推進していきます。

なお、平成20年秋以降の経済危機は、ひとり親家庭等の仕事や生活にも大きな影響を及ぼしており、収入減や離職を余儀なくされることや、求人減等で就業困難となることなどが見受けられます。この不況の影響も併せて考慮しながら支援を行います。

### 2 基本方針

ひとり親家庭等が仕事と生活（子育て）のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援の推進

### 3 施策目標

「基本方針」に基づき、以下の3つの施策目標と、その目標を達成するための具体的な方策を定め、計画の推進に取り組めます。

なお、各事業の実施にあたっては、より効果的に実施できるよう、関係機関の連携による推進体制づくりに努めます。また、必要な財源が確保できるように国庫補助事業などを積極的に活用するとともに、勤労者、子育て家庭等を支援する公的機関や民間機関とも十分に連携を図り、効果的な支援の実施を目指します。

#### 施策目標 1 精神的な自立のための支援

ひとり親家庭であることによる精神的負担の軽減や精神的自立を促すための支援を行います。

ひとりで仕事も生活（子育て）も担うことになった状況を受け止め、将来を見据えたライフプランが設計できるよう相談・指導を行うとともに、各家庭の必要に応じて利用できる制度等についての情報の提供に努めます。

また、ひとり親家庭同士で気持ちや経験を分かち合うなど気持ちが共有できる仲間づくりのための支援に努めます。

#### ❖具体的な施策❖

- 方策 1 自立に向けた相談・指導等
- 方策 2 きめ細やかな情報提供
- 方策 3 仲間づくりのための支援



**施策目標2 安定した経済基盤の確保のための支援**

安定的な収入が不足しているなど経済基盤が弱いことに対し、就業による収入増や養育費確保のための支援とともに、経済的な支援を行います。

一人ひとりの状況（家庭状況、資格、経験など）に合わせた、段階的な就業支援を行います。就業意欲の向上、就業の確保、より安定した就労を確保するための資格や技能の習得など、それぞれが必要とする支援を総合的に行い、自立できる収入の確保を目指します。

事業主等に対しては、雇用啓発や求人開拓を行うとともに、ひとり親家庭等の支援に対する理解を深めてもらえるように努めます。

また、手当などの金銭給付により、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る支援を行います。父子家庭においても経済状況が厳しいことを認識し、必要な支援が得られるように努めます。

養育費については、子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。

**❖具体的な施策❖**

- 方策1 一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な就業支援
- 方策2 事業主等に対する働きかけ
- 方策3 収入を補完するための経済的支援
- 方策4 養育費の取り決め・確保のための支援

**施策目標3 生活や子どもへの支援**

ひとりで担う子育てや家事等の生活上の負担の軽減や、子どもの健やかな育ちのための支援を行います。

子育てや家事等の生活上の負担を軽減し、安心して働くために必要な保育サービスの充実など子育て支援に努めます。また、安価な住宅等生活の場を確保する支援や、家事等の生活支援を行います。

子どもに対しては、心身ともに健やかに育ち、それぞれが持つ能力を十分に発揮できるよう、子どもの居場所確保のための支援や学習のサポート等を行います。

**❖具体的な施策❖**

- 方策1 家庭生活のための支援
- 方策2 子どものための支援

## 第4章 施策の展開

### 施策目標1 精神的な自立のための支援

#### 方策1：自立に向けた相談・指導等

事業等の名称	内容	対象
母子自立支援員等による相談	施策の窓口である区役所において総合的な相談に感じられるよう、母子自立支援員を中心とした相談体制の充実を図ります。	母子 父子 寡婦
★ライフプラン設計支援	子どもとの将来に向けてのライフプランについて考える機会を提供するため、相談やセミナーなどを実施します。	母子 父子 寡婦
★専門家によるメンタル相談	ひとり親になった直後など精神的に不安定な人の支援のため、専門家による相談などを実施します。	母子 父子 寡婦
各種相談	ひとり親家庭の抱える法律上や生活上の諸問題の解消を支援するため、弁護士による法律相談、母子福祉団体による電話相談等の充実をはかります。	母子 父子 寡婦

#### 方策2：きめ細やかな情報提供

事業等の名称	内容	対象
多様な方法による情報提供	広報なごや、名古屋市ホームページなど情報提供媒体を有効に活用した情報提供に努めます。また、児童扶養手当等受給者に対しては、パンフレットの送付など、きめ細やかな情報提供に努めます。	母子 父子 寡婦

#### 方策3：仲間づくりのための支援

事業等の名称	内容	対象
仲間づくりのための場の提供	気持ちや経験を分かち合い、身近なモデルとなり得るひとり親家庭同士が、セミナーや交流会等に集うことで仲間づくりの機会を提供するなどの支援を行います。	母子 父子 寡婦

## 施策目標2 安定した経済基盤の確保のための支援

### 方策1：一人ひとりの状況に合わせた段階的・総合的な就業支援

事業等の名称	内 容	対象
就業相談	一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上をはかり安定的就業につながるよう就業相談を行います。また、相談を通して必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどきめ細やかで継続的な支援を実施します。	母子 寡婦
職業紹介	企業等に対する求人開拓活動で得た求人情報をもとに、母子家庭の母等の状況に応じた職業紹介を行います。	母子 寡婦
ハローワーク等と連携した求人情報の提供	職業紹介事業の求職希望登録者に対して、ハローワークや福祉人材センター等と連携して求人情報の提供を行います。	母子 寡婦
名古屋市職員の求人情報の提供	職業紹介事業に対して、嘱託や臨時の職など名古屋市職員の求人情報を提供します。	母子 寡婦
就業支援講習会	効果的な就職活動のためのセミナーや、就業に有利な資格・技術を習得するための講習会などを実施します。	母子 寡婦
自立支援教育訓練給付金	就業に有利な資格を身に付けるための講座受講料の一部を補助します。	母子 父子
高等技能訓練促進費	就業に直結する看護師、介護福祉士等の資格を取得するために2年以上修学する場合に、修学期間の一定の期間について、生活費の一部を給付します。	母子 父子
★在宅就業支援	仕事と子育ての両立がしやすい働き方である在宅就業のための環境整備等を行います。	母子 父子

**方策2：事業主等に対する働きかけ**

事業等の名称	内 容	対象
雇用啓発	母子家庭等の厳しい雇用状況や、名古屋市の就業支援事業などについて企業等に周知し、母子家庭等の雇用促進のための啓発を行います。	母子 寡婦
求人開拓	職業紹介事業のための求人の開拓を行うとともに、雇用ニーズの把握に努めます。	母子 寡婦
★ひとり親家庭支援に対する理解を求め啓発	ひとり親家庭の母等が、仕事と生活(子育て)のバランスのとれた生活ができるよう、企業等への理解を求め啓発活動を行います。	

**方策3：収入を補完するための経済的支援**

事業等の名称	内 容	対象
児童扶養手当	安定的収入を得ることが困難なひとり親家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定を支援します。	母子 父子
ひとり親家庭手当	ひとり親家庭になった当初の激変を緩和するとともに、ひとり親家庭の児童の健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。	母子 父子
母子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として生活資金、技能習得資金、修学資金などを無利子または低利で貸し付けます。	母子 寡婦

**方策4：養育費の取り決め・確保のための支援**

事業等の名称	内 容	対象
養育費相談	養育費の取得について司法書士等による相談を行います。	母子 父子
★手続き等のための支援	養育費取得や履行確保のための調停などの手続きのサポートを行います。	母子 父子
養育費についての啓発	養育費は子どもの権利であり、その支払は子どもを監護していない親が子どもの扶養義務を果たすための当然の責務であることを啓発していきます。	

### 施策目標3 生活や子どもへの支援

#### 方策1：家庭生活のための支援

事業等の名称	内 容	対象
保育所優先入所	未就学児のいる家庭の就労または求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子ども保育所入所申込の選考時の優先度を高めま	母子 父子
多様な保育サービス	就業と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として延長保育、一時保育、病児病後児デイケア等多様な保育サービスを推進します。	母子 父子
保育料軽減	ひとり親家庭にかかる保育料の軽減を実施	母子 父子
就学援助	一定の条件を満たした家庭に就学に必要な費用の一部を補助	母子 父子
のびのび子育てサポート事業	市民同士の子育て援助活動を支援する制度であるのびのび子育てサポート事業を、ひとり親家庭が利用しやすい制度に	母子 父子
子どもの短期入所生活援助事業	病気、出張、冠婚葬祭等の社会的な理由で家庭での子育てが困難になったときに、一時的に児童養護施設等で子どもを預か	母子 父子
家事介護サービス事業	炊事、掃除、洗濯等家事や介護で困っている家庭に、家庭生活支援員を派遣	母子 父子 寡婦
ひとり親家庭休養ホーム事業	親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定施設の利用にかかる費用の一部を補助	母子 父子
医療費助成	一定の条件を満たした家庭の医療費を助成	母子 父子
がん検診の自己負担金免除	医療費助成の対象者が、名古屋市実施のがん検診を受ける際の、自己負担金を免除	母子 父子
上下水道料金減免	一定の条件を満たした家庭の上下水道料金を減免	母子
ひとり親世帯向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親世帯向けの募集を	母子 父子

事業等の名称	内 容	対象
母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別に母子生活支援施設退所者向けの募集を行います。	母子
あんしん賃貸支援事業	子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の情報や、居宅支援サービスに関する情報の提供を実施します。	母子 父子
母子生活支援施設における支援	母子生活支援施設において、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立がはかれるよう支援します。	母子

### 方策2：子どものための支援

事業等の名称	内 容	対象
留守家庭児童健全育成事業	小学生のいる家庭の就業を支援するための、児童館留守家庭児童クラブを実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対する運営費を助成します。	母子 父子
放課後子どもプランモデル事業	すべての子どもに「遊び・学び・体験・交流・生活」の場を提供し、一定の条件を満たした家庭には利用料を減免します。	母子 父子
★学習にかかるサポート	家庭での学習の補完的な支援を実施します。	母子 父子



第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画  
平成22年3月

【編集・発行】

名古屋市子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522

FAX 052-972-4146